

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	42 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	61 件
国民年金関係	50 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年10月から同年12月まで
② 昭和54年4月から55年12月まで
③ 昭和56年4月から57年10月まで

私は、昭和51年12月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に、国民年金の加入手続をし、納付が遅れたことも多くあったが、各申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立人の国民年金手帳の記号番号は厚生年金保険適用事業所を退職した直後の昭和52年1月頃に払い出されており、厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年12月から当該期間直前の53年9月までの保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、当該期間当時、自身が経営していた会社の経営状況が厳しかったため、ほとんどの場合、当時居住していた区から催告状や督促の連絡を受けてから区役所及び金融機関で保険料を納付していたと説明しており、当該区では、各年度の第4期分を除き申立期間当時に納付期限の翌々月頃に催告状を送付しているほか、電話での督促も行っていたと考えられると回答しているが、催告状等の連絡を受けて区役所及び金融機関を通じて納付された保険料について、当該区及び所轄社会保険事務所（当時）が収納事務処理を長期間誤り続けていた可能性は低いものと

考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの期間、平成 13 年 3 月、同年 4 月、同年 6 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から 55 年 8 月まで
② 昭和 55 年 11 月から 59 年 10 月まで
③ 昭和 60 年 10 月から 62 年 9 月まで
④ 昭和 63 年 9 月
⑤ 平成 13 年 3 月及び同年 4 月
⑥ 平成 13 年 6 月
⑦ 平成 13 年 9 月

私は、自身では国民年金保険料を納付していなかったが、結婚している間は夫が、再婚前の期間は親が保険料を納付してくれていたはずである。また、再婚した夫と離婚した後の期間は、その夫が保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和61年4月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする当該期間に婚姻していた申立人の元夫は、61年8月から同年12月頃までに国民年金の手帳記号番号が払い出されており、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿でも同年7月24日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、申立人も同年同月同日に当該市の転入処理がされていることが申立人の当該被保険者名簿で確認できること、元夫は当該期間の保険料を納付しており、自身の保険料を納付していれば申立人の保険料も納付したはずであると説明していること、当該期間後の62年10月から63年6月までの期間については免除申請を夫婦一緒に行っていることが当該被保険者名簿及びオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間⑤、⑥及び⑦については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間は、申立人とその元夫は離婚している期間であるが、元夫は当該期間を除き申立人の平成22年6月分までの保険料を自身の保険料とともに口座振替により納付していることがオンライン記録で確認できること、元夫は、当該期間の保険料を14年6月5日に過年度納付しており、当該過年度納付時点で申立人とは別の住所地であったが、申立人のもとには頻繁に行き来していたので当該期間の納付書を受け取ることは可能であったとし、上記同様、自身の保険料を納付していれば申立人の保険料も納付したはずであると説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち、前記1の申立期間を除く期間については、申立人、申立人の母親及び申立期間③及び④当時に婚姻していた元夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、以下の理由から、申立人及びその母親並びに元夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年1月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することはできない。

申立期間②については、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明であるほか、申立人は、当初父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと説明していたが、上記手帳記号番号払出時点では父親は既に亡くなっており、申立人の加入手続に関する記憶は曖昧である。

申立期間③のうち、昭和60年10月から61年3月までの期間及び62年1月から同年9月までの期間については、申立人の保険料を納付していたとする元夫も、60年11月から61年3月までの期間及び62年1月から同年9月までの期間の保険料は未納である。

申立期間④については、平成3年5月7日に、昭和63年9月28日の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更及び同年10月3日の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の資格記録が追加され、当該記録追加時点までは当該期間は第3号被保険者期間として記録管理されており、当該期間当時に納付書の発行は行われていなかったものと考えられ、当該記録追加時点で当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年12月までの期間、平成13年3月、同年4月、同年6月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月及び12年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月
② 平成12年2月から同年9月まで

私は、海外留学から帰国した後に市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に同市役所で遡って納付することができる期間の国民年金保険料を現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月、8か月と短期間であり、申立人は、平成12年春に長期間の海外留学から帰国した後、住所地の市役所で国民年金の加入手続を行い、当該手続時点で納付可能な期間の国民年金保険料を遡って納付したと説明しており、申立人に対して12年10月23日に国民年金の初回加入勧奨が行われ、当該勧奨直後の同年11月27日に、申立人が20歳に到達した9年*月*日以降12年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間のうち、申立人が所持するパスポートの出入国記録から確認できる日本在住期間が、国民年金被保険者期間として記録追加されていることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点で申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったほか、申立人が保険料を納付したとする当該市役所では、国民年金の担当窓口において現年度保険料及び過年度保険料の納付書を作成することは可能であったとしており、当該市役所内に開設されている金融機関出張所では、当時、現年度及び過年度のいずれの保険料も納付することが可能であったと回答している。

また、申立人に国民年金の加入手続を行うように勧め、上記加入手続時に申立人に同行したとする申立人の母親は、申立人が当該手続時に納付した保険料額は約12万円前後であったと説明しており、その保険料額は申立期間の保険料を納付し

た場合の合計額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成9年1月から同年3月まで
② 平成13年3月

私の母は、私の国民年金の加入手続をして、平成9年1月に付加保険料納付の申出を行い、申立期間①の国民年金の定額保険料と一緒に付加保険料も納付してくれていた。また、申立期間②は、私が13年4月に国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付した。申立期間①の付加保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は当該期間直前の平成12年11月から13年2月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて同年1月から同年3月にかけて定期的に納付しているほか、申立人は12年11月17日に付加保険料の納付の申出を行い、当該期間を含む同年11月から13年3月までの期間はその申出期間であることがオンライン記録で確認でき、申立人は同年4月に再就職した会社の昼休みの時間に当該期間の保険料を納付したと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は当該期間以後の保険料を毎月納付していたと説明しているが、当該期間を含めて平成9年1月から10年3月までの保険料は9年6月に納付されていることがオンライン記録で確認でき、母親の納付状況に関する記憶は曖昧であるほか、この納付時点では当該期間は過年度納付となり、付加保険料は、制度上、過年度納付することができないなど、申立人の母親が当該期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年3月の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年3月まで
私の夫は、私の国民年金の加入手続、種別変更手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていた。申立期間の夫の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間は申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い申立人が国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した期間であり、申立人は、この変更手続は夫が行ってくれたと説明しており、当該変更手続は夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の平成6年10月に行われていることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間の保険料の納付を行ってくれていたとする夫は、申立期間の自身の保険料が23年5月24日付けの当委員会のあっせんにより、記録訂正されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年9月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年1月まで
② 昭和53年2月から59年3月まで
③ 昭和60年1月から同年9月まで
④ 昭和62年4月から同年9月まで

私は、昭和52年4月に転職した際、転職先の会社が厚生年金保険に加入していることを知らなかったため、自分で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。その後、様々な店で勤務したため実家を離れていた時期もあり、その時は母親が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、それぞれ9か月及び6か月と短期間であり、申立人は当該期間前後の期間の国民年金保険料を納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間③前の昭和59年2月頃に払い出されており、申立期間③及び④の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号が払い出された昭和59年2月頃の時点では、申立期間①及び②の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は自身で保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、申立人は現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無く、当該期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

いなど、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年9月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年5月、10年1月から同年3月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月
② 平成10年1月から同年3月まで
③ 平成10年10月
④ 平成13年9月
⑤ 平成14年3月
⑥ 平成15年7月及び同年8月

私は、平成4年8月に厚生年金保険適用事業所を退職後、すぐに国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び③は、直前の月まで保険料を納付しており、申立期間②は、直後の保険料が納付済みとされているのにその前の3か月の保険料を納付していないとは考えられない。また、申立期間④及び⑤は遡って加入手続を行い保険料を納付した記憶があり、申立期間⑥も国民年金への再加入手続を行い、月ごとに保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に対して、厚生年金保険被保険者資格喪失直後の平成4年9月頃に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立人は、同年8月から当該期間直前の6年4月までの国民年金保険料を全て現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、申立期間②直後の平成10年4月から申立期間③前の同年6月までの保険料を同年6月に現年度納付していることが確認でき、この納付時点で申立期間②の保険料を過年度納付すること、及び申立期間③の保

保険料を現年度納付することが可能であったほか、申立人が当時居住していた市では、国民年金被保険者資格の取得時に過年度保険料に未納がある場合には本人の意思を確認した上で過年度保険料の納付書を発行していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 2 しかしながら、申立期間④、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、それぞれの保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立期間④及び⑤は、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格喪失後に国民年金の加入手続を行っておらず、平成 15 年 7 月に当該期間の国民年金加入記録が追加されており、この記録追加時点までは国民年金の未加入期間であり、申立人は遡って保険料を納付したとする月数の具体的な記憶が定かでないこと、申立期間⑥は、国民年金の保険料も国民健康保険料と同じように月ごとに保険料を納付していたと説明しており、申立人が居住していた区の国民健康保険料の納付記録で申立人が当該期間の国民健康保険料を同年 9 月及び同年 11 月に納付しているものの、申立人の国民年金保険料については 16 年 3 月に申立期間⑤及び⑥に係る納付書が発行されており、この納付書発行時点で当該期間の保険料は未納であったことがオンライン記録で確認できることなど、申立人が申立期間④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 5 月、10 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 53 年頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。59 年 4 月に上京後、60 年 4 月に住所を変更するまでの保険料は、私が実家に送金したお金の中から母が納付してくれていたと思う。自分で保険料の免除申請を行ったり、母に免除申請を頼んだ記憶は無い。住所変更後は、同居していた姉が私の保険料を姉の分と一緒に納付してくれていたはずで、姉の国民年金加入期間の保険料が未納となっている期間は無いと聞いている。

申立期間①の保険料が申請免除とされ、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの期間については、当該期間に申立人と同居し申立人の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉は、当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できるほか、申立人は当該期間直後の元年 4 月から現在までの保険料を納付しており、申立人と姉の保険料の納付月は同年同月から申立人が婚姻する 5 年 12 月までの期間はおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうち昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の母親及び姉が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与していない。

申立期間①については、保険料を納付していたかもしれないとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿に当該期間は申請免除の記号が記載されており、当該申請免除の申請日及び承認処理日もオンライン記録で確認できるなど、この免除記録に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人の当該期間直後の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の保険料は、平成元年 1 月 13 日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の保険料を納付していたとする姉の当該期間の保険料は申請免除となっており、この申請免除の申請日及び承認処理日もオンライン記録で確認できる。

申立期間③のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする姉の当該期間は未納となっているなど、申立人の姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年11月まで
私の父は、時期は定かではないが私の国民年金の加入手続を行い、父の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号前後の任意加入被保険者の加入記録から申立期間中の昭和49年9月頃に加入手続を行ったものと推察され、当該手続時点では、申立期間は国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であったほか、申立人の保険料と自身の保険料と一緒に納付していたとする父親は、申立期間を含む国民年金制度発足当初の36年4月から60歳に到達するまでの期間の保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 45 年 7 月に結婚し、結婚後に夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、二人の国民年金保険料は私が納付していた。夫の申立期間の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月及び 2 か月と短期間で、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は申立期間を除き婚姻した年の昭和 45 年 4 月から平成 9 年 7 月までの期間の保険料を全て納付しているほか、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立人が保険料を一緒に納付していたと説明する申立人の夫は申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

私の母は、私が昭和49年1月に厚生年金保険適用事業所を退職したので、同月中に区役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、当時同居していた姉と私を含む3人の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。姉は、当時、母が集金人に保険料を納付しているところを見たことがあると言っている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は申立期間中の昭和49年2月に発行されており、この時点で申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の国民年金手帳が交付された翌月の同年3月に再開5年年金に加入し、申立期間を含む45年6月から50年5月までの期間の保険料を完納しており、母親と一緒に納付していたとする申立人の姉も申立期間の自身の保険料が納付済みである。

また、申立人の姉は、自宅に区役所の職員が来ていたことを何度か見かけたことがあると説明しており、申立人が当時居住していた区では申立期間当時、徴収員による保険料の徴収を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年10月まで

私は、婚姻後の平成9年3月に国民年金の加入手続及び第3号被保険者の届出を行った。その後、国民年金保険料は2年間遡って納付できることを知り、両親の勧めもあったため、送付されてきていた納付書で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当該期間は10か月と短期間であり、申立人の基礎年金番号は申立人の第3号被保険者の該当処理が行われた平成9年3月14日に付番されていることが確認でき、この付番以降に申立期間に係る現年度納付書及び過年度納付書が発行されていたと推察されるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和62年4月から同年9月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、昭和60年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。住み込みで修業を積んでいた期間は収入が少なかったため自分で保険料の免除申請をしていたが、その後に実家に戻った後、父が15万円から20万円までの保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は20歳到達後の昭和59年5月に払い出され、同年3月から当該期間直前の同年12月までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする父親は、36年4月から60歳に到達するまでの期間の保険料を完納しているほか、申立人と同様に父親が保険料を納付していたとする弟も20歳から保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親は当該期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であるほか、父親は、申立人の保険料を遡って納付したのは1回だけであり、その金額は15万円から20万円までの間であったと説明しており、当該期間直後の昭和62年10月から平成元年3月までの期間及び同年12月から2年3月までの期間の保険料16万8,800円を元年12月に納付していることがオンライン記録で確認できる一方、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったなど、申立人の父親が当

該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの期間及び平成6年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から61年3月まで
② 平成6年1月から同年5月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料の納付は、何度か忘れてしまい、後から通知が届くたびに区役所の窓口で納付していた。申立期間②の保険料は、忘れずに期限内に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年2月に国民年金に加入し、申立期間を除き同年4月から平成5年12月までの期間の国民年金保険料を全て納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立期間①については、申立人は、保険料の納付を失念し、後から遡って納付したことが何度かあったと説明しており、当該期間直前の昭和51年10月から57年3月までの5年半にわたり保険料を過年度納付していることが特殊台帳で確認でき、遅れながらも納付期限に留意しつつ保険料を納付していたことがうかがえるほか、当該期間の前後を通じて申立人の住所や夫の職業等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。さらに、申立人の当該期間直後の任意加入被保険者から第3号被保険者への切替処理は61年4月18日に行われているほか、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う夫婦二人の種別変更手続は同年12月に行われ、同年10月及び同年11月の保険料は同年12月に夫婦共に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立期間は5か月と短期間であり、申立人は当該期間直前の平成5年10月から同年12月までの期間の保険料を6年4月に現年度納付して

いることがオンライン記録で確認でき、この納付時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 36 年に国民年金の加入手続を行い、妻が二人分の国民年金保険料を 3 か月ごとに集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月及び 3 か月と短期間で、申立期間前後の期間の国民年金保険料はいずれも納付済みであり、申立人は、申立期間を除き保険料を全て納付しているほか、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする妻が説明する保険料の納付方法は、申立人及びその妻が当時居住していた区の収納方法と一致する。

また、申立期間①については、妻は当該期間直前の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの期間の自身の保険料を 38 年 4 月 5 日に過年度納付していることが妻が所持する年金手帳で確認でき、この過年度納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立期間②についても、当該期間直前の 39 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を同年 12 月 6 日に、当該期間直後の 40 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料を同年同月 25 日にそれぞれ現年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の上記の申立期間の自身の保険料は、年金記録確認第三者委員会の決定に基づき、既に納付記録の訂正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から13年3月まで

私の母又は祖母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、家計を任されていた祖母が、厚生年金保険適用事業所に勤務するまでの私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間は学生納付特例期間となっているが、私は学生納付特例の申請をした覚えはなく、申請に必要な書類を提出したこともない。申立期間が学生納付特例期間とされ、保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が20歳になった平成7年*月頃に払い出されており、申立人は平成7年10月から学生納付特例制度が12年4月に施行された後の12年6月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、保険料は母親が負担し、祖母が納付してくれていたと説明しており、申立人の保険料を負担していたとする母親は申立期間を含む昭和61年7月から60歳に到達するまでの自身の保険料を全て納付しているほか、母親は、祖母は申立人の保険料を納付することを楽しみにしていたと説明しており、申立期間前の平成7年11月から12年6月までの期間の保険料は、それぞれ翌月に定期的に現年度納付されていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて母親の仕事及び家族の住所に変更は無く、母親及び祖母の生活状況に大きな変化は認められず、母親から提出された平成12年分確定申告書(控)の社会保険料控除欄には国民年金保険料を含む金額が記載されており、当該保険料額は当時の24か月分の保険料額と一致し、申立期間当時の家族の状況から、その保険料は申立人及びその母親のものと推認できるな

ど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から57年6月まで

私の妻は、定期的に自宅を訪れていた国民年金保険料の集金人に、夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。夫婦二人分の保険料をいつも一緒に納めており、申立期間の保険料が私の分だけ未納となっていることなどあり得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和38年6月29日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間は24か月と比較的に短期間であり、オンライン記録によると、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻の当該期間の保険料は、納付済みと記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人は「私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が私の分だけ未納となっていることなどあり得ない。」と述べており、オンライン記録によると、昭和36年4月から申立人の妻が60歳に達する前月の63年*月までの期間における申立人及びその妻の保険料の納付記録は、現年度納付期間、過年度納付期間、申請免除期間及び未納期間について、申立期間を除き全て一致していることが確認できる。加えて、申立人及びその妻は、オンライン記録によると、夫婦共に59年度及び60年度の保険料をそれぞれ59年5月11日及び60年6月27日を申請日として保険料の納付義務が免除されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人の妻が、申立期間の保険料についても、自身の保険料と同様の納付方法により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの期間、56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和47年7月から48年3月まで
③ 昭和53年10月
④ 昭和56年2月及び同年3月

私は、20歳の時に住み込みで会社に勤めていたが、会社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、社長が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を給料から差し引いて納付してくれていた。昭和45年11月に結婚する時に社長から「これからは自分で保険料を納めるように。」と言われて国民年金手帳を手渡されたので、結婚するまでの期間である申立期間①の保険料は、社長が納付していたはずである。また、結婚後の期間である申立期間②、③及び④については、私の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の世帯の住民票によると、申立人及びその妻は、昭和47年5月に住所をA区に定めていることが確認でき、当該期間直前の同年4月から同年6月までの期間の申立人の国民年金保険料は、オンライン記録によると、納付済みとされていることが確認できる。これらのことから、当該期間に係る納付書は、申立人に届いていたものと推認できる。

また、申立期間②は9か月と短期間であり、オンライン記録によると、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の当該期間の保険料は、納付済みとされていることが確認できる。

2 申立期間④については、当該期間は2か月と短期間であり、夫婦二人分の保険料

と一緒に納付していたとする申立人の妻の当該期間の保険料は、オンライン記録によると、納付済みとされていることが確認できる。

また、申立人は、「昭和53年に入社した会社を56年1月末に辞めた後、国民年金の加入手続と国民健康保険の加入手続を同時に行ったと思う。」と述べており、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、56年2月1日とされていることが確認できる上、A区の国民健康保険加入記録によると、申立人の国民健康保険の資格取得日は、同年同月同日とされ、当該資格取得日に係る届出日も、同日とされていることが確認できる。これらのことから、申立人が勤務していた会社の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に合わせて、申立人は国民健康保険の加入手続を行っていることが確認できる。

以上のことを踏まえると、申立期間④に係る主張内容に一定の整合性が認められる。

- 3 一方、申立期間①については、申立人は「住み込み先の社長が、国民年金保険料を給料から差し引いて納付していた。」と述べているが、申立人の保険料を納付していたとする社長が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、社長から当時の事情を聴取することができないため、当該期間の保険料の納付状況を確認することができない。

また、申立期間①当時、申立人が居住していたとするB区の保険料の納付方法は印紙検認方式であるが、申立人が現在所持している国民年金手帳は昭和49年11月以降に再発行されたものであり、当該期間当時の手帳が無いことから、当該期間の保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、前述の社長が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③については、申立人に係る還付整理簿によると、当該期間より後の昭和54年1月から同年3月までの期間の保険料が、還付事由を「53.11.1 資格喪失」、決定年月日を「54.4.7」、支払年月日を「54.4.26」として還付されていることが確認できる。このことから、保険料の納付書は、申立期間③を含む53年4月から54年3月までの1年分が発行されていたものと考えられる。

しかしながら、申立期間③当時のA区における保険料の収納期間は、3か月ごとに区切られており、仮に、申立期間③を含む昭和53年10月から同年12月までの保険料が納付されていたとすれば、同年11月及び同年12月の保険料が還付されるべきであるが、同年11月及び同年12月の保険料が還付された記録は見当たらないことなどから、申立期間③の保険料が納付されていたとは考え難い。なお、前述の納付書の発行状況、申立人夫婦の保険料の納付状況等を踏まえると、申立人の妻が、申立期間③を含む53年10月から同年12月までの3か月間の保険料を納付すべきところを、還付された当該期間直後の54年1月から同年3月までの期間の保険料を納付した可能性も否定できない。

加えて、申立人の妻が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの期間、56年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から 45 年 9 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月まで
③ 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで

私は、20 歳の時に住み込みで会社に勤めており、会社の社長が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。社長からは、保険料を給料から差し引いていると聞いていた。また、申立期間②及び③については、昭和 45 年 11 月に結婚した後は、私が集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたので、夫の保険料のみを納付して私の保険料を納付していないことはあり得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人に係る A 区の国民年金被保険者名簿によると、当該期間を含む昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、48 年 11 月 11 日に過年度納付されていることが確認できる。このことについて、B 年金事務所は、当該納付期間のうち申立期間③は、当該保険料の納付の時点において、時効後に納付していることが判明したとして、平成 23 年 5 月に申立人に対して当該期間の保険料を還付する旨を通知している。しかし、申立人は、「年金額仮計算書（提出用）」及び「返納方法申出書」を年金事務所に提出していないことから、当該期間の還付金を受領していないことが確認できる。

以上のことから、申立期間③の保険料は、制度上、還付されるべきものであるとしても、記録上、当該保険料が還付された事実は確認できず、申立人が当該期間の保険料を納付し、これが長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたこと

は明らかであり、当該期間の保険料が時効により納付することができないことを理由として、当該期間の保険料の納付を認めないことは、信義則に反するものと考えられる。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、「私が 20 歳の時に勤務していた会社の社長が私の国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間①及び②より後の昭和 47 年 5 月頃に払い出されていることが推認できる。その上、前述の被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳が同年 6 月 5 日に発行されていることが確認できる。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①の大部分である 43 年 5 月から 45 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする勤務先の社長から当時の事情を聴取できないため、当該期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

さらに、申立期間②直後の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の保険料は、前述のとおり被保険者名簿によると、48 年 11 月 11 日に納付されていることが確認でき、申立期間①及び②は、当該保険料が納付された時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、勤務先の社長又は申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、勤務先の社長又は申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月から 50 年 9 月まで
② 平成 14 年 3 月

私は、申立期間①については、昭和 49 年 10 月に厚生年金保険適用事業所を退職後、区役所に勤めている友人から国民年金への加入を勧められたので区役所で加入手続を行い、国民年金保険料は両親の保険料と一緒に区出張所や郵便局で納付期限内に納付していた。申立期間②については、時期は不明であるが、社会保険事務所（当時）の職員が自宅を訪問した際に、1 か月分の保険料が未納であることを知らされた。その未納となっている保険料は、後日、送付されてきた納付書により郵便局で納付した。

申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1 か月と短期間であり、申立人は昭和 50 年 12 月 20 日に国民年金に任意加入して以降、おおむね国民年金保険料を納付しているほか、申立人は、当該期間の保険料について、社会保険事務所の職員が自宅に来訪し、1 か月分の保険料が未納であることを知らされ、後日、送付されてきた納付書により郵便局で納付したと具体的に説明しており、オンライン記録から申立人は平成 14 年 4 月 11 日に国民年金の第 3 号被保険者から強制加入被保険者への種別変更手続を行っていることが確認でき、申立人が居住する区を管轄する年金事務所では、14 年度以降は、保険料の未納被保険者を対象として納付督促を行うため推進員を配置していたと説明していることなど、当時の状況と合致していることから、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年12月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄には「昭和50年12月20日」と記載されていることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は両親の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び父親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は申立期間の保険料がいずれも納付済みであるほか、父親は国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳に到達するまで、母親は同制度発足時当初から法定免除となる直前の55年12月までの保険料をいずれも納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月及び同年7月

私は、専門学校に通学するため平成7年4月から厚生年金保険適用事業所を休職した後、同年中に国民年金に加入し、区役所で申立期間の国民年金保険料を一括で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年9月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立期間直前の7年4月及び同年5月の保険料は9年5月に、申立期間直後の7年8月から8年3月までの期間の保険料は、9年9月から10年1月にかけて過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は、当時、保険料の未納をなくすよう努めていたことがうかがわれるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで
② 昭和59年7月から61年6月まで

私の妻は、昭和52年5月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を市役所及び区役所等で納付してくれていた。妻は、夫婦二人分の保険料を納付しているはずであり、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間を除き昭和53年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料は全て納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする妻は当該期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は妻が昭和52年5月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は53年3月頃に払い出されており、申立人が当該期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿には「53. 4. 14 来庁 52年度納付書強制的に返戻された。52年度は納めない。本人は53年度の4月から納付するので未納通知は出さないこと。」と記載されていることが確認できるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から61年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成8年7月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月1日から9年8月1日まで
② 平成9年8月1日から10年10月1日まで
③ 平成10年10月1日から11年8月1日まで
④ 平成11年8月1日から14年3月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、同社から支給された報酬額より低くなっている。申立期間の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成8年7月及び同年8月については、申立人から提出されたA社発行の給与明細書及び源泉徴収票から、申立人の主張する標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書及び源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は28万円となっているところ、オンライン記録では、平成8年7月を改定月とする随時改定及び同年10月の定時決定の2回の届出において、標準報酬

月額が11万円と記録されているが、事業主が、当該2回の標準報酬月額を28万円と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が2回とも11万円と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、申立人の同年7月からの標準報酬月額を11万円とする月額変更届を社会保険事務所に提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成8年9月から9年7月までの期間については、上記給与明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認でき、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除は無かったものと認められる。

このため、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、28万円と記録されていたところ、平成10年10月7日付けで、9年8月に遡って18万円に減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立期間②当時のA社に勤務していた申立人を除く40名についても、全員が平成10年10月7日付けで、申立人と同様に遡って標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間③及び④については、給与支給明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除は無かったものと認められる。

このため、申立人は、申立期間③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年11月30日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が30万円となっているが、当時の報酬月額と相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月30日の後の6年2月21日付けで、4年2月に遡って30万円に減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社に勤務していた申立人を除く33名についても、平成6年2月21日付けで、申立人と同様に遡って標準報酬月額の減額訂正が行われていることが確認できる。

さらに、A社は、平成5年12月*日に破産宣告を受けているところ、同社の破産管財人は、「同社では、当時、約3,000万円の社会保険料の滞納があり、自分が、社会保険事務所と滞納保険料及び標準報酬月額について交渉した経緯がある。」と供述しており、当該減額訂正は、滞納保険料の整理のために行われたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 18 日から 12 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の保険料控除額に見合う標準報酬月額と比べて低い金額となっている。支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月16日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に転勤休暇を取得した後、支店へ異動したことはあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る社員名簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年3月16日にA社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月18日から同年12月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和39年11月分及び同年12月分の給料支払明細書により、申立人が同年11月18日からA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年10月1日まで
A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合うものとなっていない。申立期間の給与明細表を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、20万円と記録されているが、A社が加入していたB厚生年金基金及びC健康保険組合がそれぞれ保管する台帳の記録においては、申立人の標準報酬月額は平成10年10月の定時決定により22万円とされていることが確認できる。

また、B厚生年金基金は、申立期間当時、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険に係る算定基礎届には、複写式の届出用紙を使用していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和58年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月22日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書及び給与支給明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る在職証明書及び申立人が提出した申立期間に係る給料支払明細書及び給与支給明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間当時の資料を保管していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年9月は53万円、同年10月から5年3月までは50万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月25日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

申立期間②のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成5年6月25日）を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年9月21日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年4月30日まで
② 平成5年4月30日から同年7月1日まで
③ 平成7年8月31日から同年9月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額は15万円とされているが、報酬額は前月と同額であったので、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②及び③の加入記録が無いが、同社には継続して勤務していたので、申立期間②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年9月は53万円、同年10月から5年3月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年4月30日）より後の同年6月18日付けで、4年9月に遡って15万円に減額訂正する処理が行われている上、同社において被保険者であった複数の従業員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年9月は53万円、同年10月から5年3月までは50万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

申立期間②のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、同社が適用事業所でなくなった日（平成5年4月30日）より後の同年6月25日付けで、同年4月30日とする処理が行われている上、同社において被保険者であった複数の従業員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である平成5年6月25日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の平成5年3月の標準報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間については、申立人と同様に当該期間に係る雇用保険の加入記録があり、かつ、申立人と同日（平成5年4月30日）に被保険者資格を喪失した旨の処理が遡って行われた同僚は、申立期間②に係る給与明細書を保有しているところ、当該給与明細書によれば、当該処理日以降の給与から、資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本により、同社が当該期間において法人事業所であることが確認できることから、同社は厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間における被保険者資格喪失日を平成5年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の同年3月の標準報酬月額から、50万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人のA社における離職日は平成7年9月20日であることが確認でき、申立人の当該期間における勤務が確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が適用事業所でなくなった日（平成7年9月1日）より後の平成7年10月3日付で、遡って同年8月31日とする処理が行われている上、同社において被保険者であった複数の従業員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成7年9月21日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録と相違している。このため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、22万円と記録されていたところ、B厚生年金基金から提出された申立人の加入員台帳によると、平成15年9月の定時決定による標準報酬月額は26万円と記録されていることが確認できる。

また、上記厚生年金基金は、申立期間当時、社会保険事務所と厚生年金基金への届出用紙は複写式であったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年11月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）より後の平成5年12月17日付けで、申立人を含む5名について標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、当初、53万円と記録されていたものが、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は平成6年6月20日まで取締役であったことが確認できる。しかし、同社の代表取締役、取締役及び経理担当者は、「申立人は不動産の販売等の営業に従事しており、社会保険の届出事務には関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、上記経理担当者は、「申立期間当時は、経営が悪化し社会保険料の未納があったと記憶している。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和50年5月26日とされ、同日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年5月26日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月26日から同年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったのでB社に相談した。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録（労働者名簿）により、申立人が昭和50年5月26日からA社に勤務していたことが確認できる。

またB社の人事労務部担当者は、「申立人については、入社した月から厚生年金保険に加入させており、申立期間の保険料控除を行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成4年2月28日から同年3月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月16日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月28日から同年4月1日まで
② 平成4年4月1日から同年7月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間①も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。両申立期間とも34万円くらいの給与を受け取っており、これを確認できる給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年2月28日と記録されているが、申立人は、同日以降の申立期間①についても同社において勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているところ、雇用保険の加入記録並びに申立人から提出のあった同社の組織表及び申立人の給与明

細書により、申立人が申立期間①において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記給与明細書及びA社に勤務していた従業員等の供述から、同社の給与の支払は、毎月15日締めで月末払い、厚生年金保険料は翌月控除であることが認められるところ、平成4年2月16日から同年3月15日までの期間に係る同年3月分の給与明細書により、同年2月の厚生年金保険料として標準報酬月額34万円に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成4年3月16日とし、同年2月の標準報酬月額を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当初、社会保険事務所（当時）に平成4年2月28日に適用事業所でなくなった旨の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成4年3月16日から同年4月15日までの期間に係る同年4月分の給与明細書によると、同年3月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、また、オンライン記録において、同年3月7日に申立人の健康保険証が社会保険事務所に返納された記録が確認できる。

このほか、申立期間①のうち、平成4年3月16日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出のあった平成4年5月から同年7月までの給与明細書により、申立人は、A社の企業グループに所属するB社において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額を、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年11月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年11月1日から14年1月1日まで
② 平成14年1月1日から20年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、正しい金額である30万円に対し18万円と低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。また申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より引き下げられているので、正しい記録に訂正してほしい旨第三者委員会に申し立てたところ、平成16年12月から17年8月までの標準報酬月額については認められたが、当該期間を含め、その他の申立期間についても算定基礎届に改ざんがあり、標準報酬月額は24万円から34万円が正しい金額であるにもかかわらず、実際には低く記録されているので、納得できない。再度申立てを行うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成13年11月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控

除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成13年12月については、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②に係る申立てについては、当該期間のうち、平成16年12月から17年8月までの期間について、給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められた。

一方、申立期間②のうち、平成14年1月から16年11月までの期間及び17年9月から20年7月までの期間については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わなかった。

以上の理由から、申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成16年12月から17年8月までを22万円に訂正することが必要であるとして、23年2月2日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

3 これに対し、申立人は、申立期間②について、「前回記録が訂正された期間を含め、その他の申立期間についても算定基礎届に改ざんがあり、標準報酬月額は24万円、30万円、32万円又は34万円が正しい金額であるにもかかわらず、実際には低く記録されているので、納得できない。」旨主張している。

また、申立人は、申立期間②について、新たな資料として、平成14年1月から同年12月までの期間、16年1月から同年12月までの期間、18年1月から同年12月までの期間及び19年1月から同年12月までの期間の源泉徴収簿及び源泉徴収票を提出している。

しかしながら、当該源泉徴収簿及び源泉徴収票から確認できる社会保険料控除額は、前回提出している給与明細書の保険料控除額と一致していることが確認できることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

なお、申立人が主張する算定基礎届の改ざんについては、申立人から提出された申立期間の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、また、申立人に係る標準報酬月額の

記録は、遡及して訂正されている等の不自然さは見当たらないことから、これを確認できない。

また、申立期間②のうち、平成 15 年 1 月から同年 12 月までの期間、17 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 20 年 1 月から同年 7 月までの期間については、新たな資料の提出が無く、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

以上のことから、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年8月31日から25年1月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所B本部における資格喪失日に係る記録を同年1月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月31日から27年3月31日まで
昭和23年5月1日にC社に入社して27年3月31日に退職するまでドライバー及び配車係として、継続してD事業所において勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年5月1日にC社に入社して27年3月31日に退職するまでドライバー及び配車係として、継続してD事業所において勤務したと主張しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、23年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年5月1日に資格を喪失していることが確認できる。また、A事務所B本部に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、同社で資格喪失した同年5月1日と同日付けで同事務所同本部において被保険者資格を取得し、同年8月31日に資格を喪失していることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和23年4月1日に資格を取得し、24年5月1日に資格を喪失していることが確認できる元従業員は、A事務所B本部に係る事業所別被保険者名簿により同年5月1日に同事務所同本部において資格を取得し、25年1月17日に資格を喪失していることが確認できるところ、「申立人は、C社入社当時から、私が辞める昭和25年1月までは、ドライバー及び配車係として継続して勤務していた。」旨供述していることから、申立人は、同年1月まで同事務所同本部に勤務していたことが推認できる。

加えて、上記元従業員は、「昭和23年5月1日から25年1月までの間は、申立人の勤務形態に変更は無く、一貫してドライバー及び配車係として勤務していた。」旨供述しており、当該従業員のA事務所B本部における被保険者資格喪失日は同年1月17日となっていることから、申立人についても厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和24年8月31日から25年1月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事務所B本部における昭和24年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事務所B本部は廃止されており事業主に確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和25年1月17日から27年3月31日までの期間について、C社及びA事務所B本部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社において、申立人と同じ24年5月1日に資格を喪失し、かつ、同事務所同本部において同日付けで資格を取得していることが確認できる従業員のうち、所在が判明した31人に照会したところ、16人から回答があり、上記元従業員を除く15人は、「申立人を知らない。」旨回答している。また、回答のあった16人全員が当該期間に係る保険料控除を裏付ける資料を保有していない。

また、駐留軍の社会保険の記録管理業務を引き継いだE省F局に申立人に係る記録を確認したところ、「申立人に関する記録は無い。」旨回答している。

さらに、申立人は「27/1/5新年会」と記載のある集合写真を提出しているところ、記載内容について「第三者委員会に送るときに書いた。日付そのものは、私の記憶である。」旨供述している。

加えて、上記集合写真について、昭和27年1月現在、A事務所B本部において勤務が確認できる12人に照会したところ、11人から回答があり、いずれの者も当該写真の撮影時期や人物等について不明又は知らないとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 19 万円とされている。しかし、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたところ、A社は、「平成 15 年 7 月改定の月額変更届提出漏れによる申立人に係る標準報酬月額の誤りに気づき、23 年 8 月 4 日付けで事後訂正の届出を行った。」旨供述している。このため、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の同年 8 月 4 日付けで申立期間の標準報酬月額は 22 万円に訂正されたが、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかし、A社は、平成 15 年 8 月に申立人に係る同年 7 月改定の標準報酬月額を 19 万円から 22 万円に変更する旨の「厚生年金基金加入員標準給与月額変更届」をB厚生年金基金に提出していることが確認できる（同厚生年金基金の受付日は平成 15 年 8 月 25 日）。

また、B厚生年金基金の担当者は、上記「厚生年金基金加入員標準給与月額変更届」について、「この変更届は複写式の様式である。」旨回答していることから、A社の事業主は、当該変更届と同一のものを社会保険事務所にも提出していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成3年12月から4年6月までを26万円、同年10月から同年12月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から6年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給料支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額について、申立期間のうち、平成3年12月から4年6月まで及び同年10月から同年12月までについては、申立人から提出のあった当該期間の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、3年12月から4年6月までは26万円、同年10月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料

支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成3年11月については、A社の事業主は「当時の資料は、保管期間が過ぎたので破棄した。」旨回答しており、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を保有していない。

また、A社に係るオンライン記録及び被保険者縦覧照会回答票により、平成3年11月1日において被保険者資格を取得している者は、申立人以外に二人確認できるところ、同社に係る商業登記簿謄本により、当該二人は、同社の取締役であることが確認できる。

さらに、上記二人に保険料控除を確認できる資料について照会したところ、「資料は保有していない。」旨回答していることから、申立人のA社における給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、申立期間のうち、平成4年7月から同年9月まで及び5年1月から同年12月までの期間について、申立人から提出のあった当該期間の給料支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録と相違している。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、22万円と記録されているが、B厚生年金基金及びC健康保険組合の加入記録によると、平成3年7月の随時改定後、5年10月の定時決定までの間の標準報酬月額は32万円と記録されていることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への各種届出について、「複写式の様式を使用していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和 59 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に昭和 59 年 5 月 31 日まで勤務し、翌日の同年 6 月 1 日からはB社に勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所には昭和 59 年 5 月 31 日まで勤務し、翌日からはB社に勤務したと主張しているところ、同社から提出された申立人に係る身上調書において、入社前の連絡場所として「5 月末日までA事業所」と記載されていることが確認できることから、申立人は同年 5 月 31 日までA事業所に勤務していたことがうかがえる。

また、A事業所において昭和 56 年 7 月まで社会保険事務を担当していた職員は、「被保険者資格喪失届の資格喪失日が退職日の翌日になることを知らず、退職日を記載して届け出ていた。また、給与支給方法は、毎月 20 日締めで当月 25 日払いで、保険料の控除方法については、入社月の給与から控除する『当月控除』方式を採り、退職月もその月の給与から控除していた。そして、自分が退職した後の申立期間当時の担当者も同じように処理していたはずである。」旨供述している。

以上のことから、A事業所は、申立人の資格喪失日を昭和 59 年 6 月 1 日と記載すべきところを退職日である同年 5 月 31 日として届出を行い、さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を同年 5 月 25 日支給の給与から控除していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「勤務期間中に給与の締め日、支給日及び支給方法に変更は無く、退職月の給与はその前の月の給与と同額だったと思う。」旨供述していることから、社

会保険事務担当者が代わっても給与支給方法等に変更は無かったと推認される。

加えて、A事業所の元職員は、申立期間は異なる（昭和51年8月31日から同年9月1日まで）が、申立人同様、月末日退職による資格喪失日の相違で当委員会に申立てをしており、上記社会保険事務担当者の供述により記録の訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和59年4月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細票を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年3月1日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における雇用保険の加入記録によれば、資格取得日が同年2月26日、離職日が11年7月31日と記録されていることが確認できることから、申立人の当該期間の勤務が確認できる。

また、申立人から提出のあった平成8年3月分の給与明細票によると、同年3月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社の元経理担当者及び従業員は、「給与明細票は、本物である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細票において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に閉鎖し、当時の事業主は、「保険料の納付について、当時の資料が残っておらず、不明である。」旨供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでない」と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成8年2月1日から同年3月1日までの期間について、上記のとおり、申立人のA社における雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間の一部において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった平成8年2月分の給与明細票によると、同年2月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、上記の元経理担当者は、平成8年2月分の給与から厚生年金保険料が控除されていないことについて、「控除されていない理由は不明である。」旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私の母は、私が大学を卒業した時期に、私の国民年金の加入手続を行い、大学院生時の2年間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から、加入手続及び保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、大学卒業時期に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年7月に払い出されているが、取消処理されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付することができない。なお、申立人と同年同月に手帳記号番号が払い出された者2,395人については、2,134人が手帳記号番号を取消処理されており、これについて、申立人が当時居住していた市では、特例納付等の制度改正の際には職権で国民年金の未加入者に手帳記号番号を払い出して、被用者年金加入者、当該配偶者及び学生等であることが判明した場合には、取消処理をしたと考えられるとしており、48年10月には再開5年年金、49年1月には第2回特例納付が実施されている。

さらに、申立人に上記取消処理された手帳記号番号のほかに、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は厚生年金保険の記号番号（当該記号番号が基礎年金番号とされている。）のみが記載された年金手帳を所持しており、当該手帳

以外に手帳を所持した記憶は無く、申立人に上記取消処理された手帳記号番号とは別に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から 60 年 6 月まで

私は、国民年金に加入した時から付加保険料を含む国民年金保険料の納付を開始し、その後、何度か納付期限までに保険料を納付することができなかった時もあったが、後から必ず納付しており、結婚前は未納期間が無いはずである。申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は付加保険料の納付の申出を昭和 55 年 10 月に行っていることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できるが、申立人は、申立期間当時は仕事が忙しく、保険料を何度か納付期限までに納付することができなかったこともあったと説明しており、期限を過ぎて保険料を納付する場合には、付加保険料は納付することができないほか、申立人は、遅れて納付した場合の現年度納付書とは別途の過年度納付書（定額保険料のみ）に関する記憶は曖昧であること、申立期間③直後の 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、また、通常、過年度保険料の納付書は、年度ごとに 1 枚発行されるが、当該過年度納付の始期が 60 年 7 月であることからみれば、申立人は、過年度納付が可能であった当該期間の保険料を過年度納付し、当該期間前の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から56年10月までの期間及び58年4月から平成3年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から56年10月まで
② 昭和58年4月から平成3年6月まで

私の元妻は、申立期間①の私の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していたはずである。また、申立期間②については、私が保険料を納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の当該期間の保険料を納付していたとする元妻から納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立期間②については、申立人は、自身で保険料を納付していたと思うと説明しているものの、当該期間の保険料の納付額、納付頻度、納付期間及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の元妻及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月まで

私は、父が 60 歳になる昭和 52 年*月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料約 3 万円を区役所か近くの金融機関でまとめて一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一括で納付したとする保険料の金額は、申立人が納付したとする昭和 52 年*月頃の時点で申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付した場合の金額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は第 3 回特例納付実施期間中の昭和 54 年 2 月に払い出されており、この払出時点では申立期間の保険料を含めて遡って保険料を納付することは可能であるものの、申立人は特例納付に関する記憶は曖昧であるほか、申立人が一括で納付したとする保険料の金額は上記払出時点で申立期間を含めて遡って保険料を納付した場合の金額と大きく相違している。

さらに、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの期間及び平成 6 年 11 月から 8 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月まで
② 平成 6 年 11 月から 8 年 10 月まで

私の夫は、昭和 33 年 5 月に結婚した後、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う。また、私は、平成 3 年 11 月に国民年金の任意加入手続きを行い保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿では、昭和 36 年 2 月 3 日に払い出されており、被保険者資格取得日は 35 年 10 月 1 日とされていることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できるが、当該期間は国民年金制度の準備期間であり、被保険者資格の取得及び同喪失手続きは行われていたものの国民年金保険料の徴収は行われていなかった期間である。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には被保険者でなくなった日が当該期間当初の「平成 6 年 11 月 28 日」と記載されており、当該期間は任意加入被保険者資格を喪失した後の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は年金の受給資格を満たした時期に国民年金の喪失手続きを行ったと説明しており、申立人の上記資格喪失月の前月までの保険料納付済期間及び合算対象期間の合計月数は 304 月であり、受給資格期間 300 月を満たしているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年4月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から48年4月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

私の母は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和53年4月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間①及び申立期間②のうち49年4月から50年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は母親から年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 12 月まで

私の母は、私が会社を退職した後の昭和 50 年 4 月頃に、私の国民年金の加入
手続を行い、私が次の会社に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してく
れた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付
に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと
する申立人の母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の
状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 52 年 2 月頃に払い
出されており、この払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能で
あったが、申立人が居住する市の過年度納付記録表では申立期間直後の 51 年 1 月
から同年 3 月までの期間の保険料は過年度納付されているものの、申立期間は過年
度納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明し
ており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていた
ことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を
納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は当初、申立人が所持する年金手帳に国民年金の「初めて被保険者
となった日」が昭和 50 年 3 月 1 日と記載されていることをもって、同年同月同日
に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は
国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を

納付した時点を示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13065 (事案 7610 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から平成3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から平成3年10月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、当初は勤めていた会社の社長の奥さんに、数か月後からは職場の同僚に、納付書と保険料を渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時に勤務していた会社の社長の妻及び申立人の元同僚が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及び元同僚は、国民年金の加入時期、加入場所、加入手続等に関する記憶及び年金手帳、申立期間中の二度の転居に際しての住所変更手続に関する記憶が曖昧であり、申立期間当初に申立人の保険料を納付していたとする社長の妻から申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について聴取することができないため、当時の状況が不明であり、また、申立期間の大部分の保険料を納付していたとする元同僚は、申立人から納付書を預かり、毎月、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたと説明しているが、保険料の納付金額、納付頻度に関する記憶が定かでないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき22年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、今回の再申立てにおいて、申立期間以前に国民年金の加入手続を行ったことを示すものとして当時居住していた区の「ねんきん」と記載さ

れた袋及び昭和50年11月1日発行のパンフレット（「国民年金だより」）を提出しており、当該区では当該袋及びパンフレットは当時国民年金の加入を行った場合に送付していたと説明していることから、当委員会が上記パンフレットの発行時期の前後である50年9月から51年5月までの間の国民年金手帳記号番号払出簿を調査したものの、申立人の氏名は記載されておらず、当時申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人が 20 歳になった頃に申立人の国民年金の加入手続及び付加保険料を含む保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 3 年 5 月に払い出され、申立期間直後の同年 4 月から同年 9 月までの期間は付加保険料を含め保険料が納付されていることがオンライン記録で確認できる一方、申立期間当時、申立人は大学生で、申立期間は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親は申立人の年金手帳に関する記憶が定かでなく、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から11年3月までの期間、同年5月から13年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月から11年3月まで
② 平成11年5月から13年3月まで
③ 平成13年5月から同年8月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時の妻が妻自身の保険料と一緒に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によれば、平成9年1月に、元年11月から申立期間①の直前の8年4月までの間に加入していた厚生年金保険の記号番号を基に付番されていることが確認できる。また、申立人及びその元妻は、「当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が無い。」と述べている。これらのことから、当該期間は、基礎年金番号が付番される時点においては、前述の8年4月まで加入していた厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていなかったものと推認でき、当該期間直後の11年4月の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の13年5月に過年度納付されていることが確認できることから、当該期間は、当該保険料の過年度納付の時点においては、時効により納付することができない期間である。

また、申立期間①、②及び③については、申立人は、「申立期間の保険料は、当時の妻が自身の保険料と一緒に納付していたと思う。」と主張しているが、オンライン記録によれば、元妻の申立期間①、②及び③のうち、8か所、15か月の期間の保険料が未納であることが確認できる。その上、同記録によれば、申立期間②の直前の平成11年4月及び直後の13年4月の保険料は、それぞれ13年5月に過年

度納付又は現年度納付されているものの、元妻の11年4月及び13年4月の保険料は、それぞれ11年5月と13年7月に現年度納付されており、申立人及びその元妻の保険料のそれぞれの納付日は異なっていることが確認できる。これらのことから、元妻の保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張に整合性が認められない。

さらに、前述のとおり、平成9年1月に基礎年金番号が付番されるまで厚生年金保険から国民年金への切替手続きが行われていなかったと推認できることを踏まえると、申立期間①、②及び③の保険料は、全て9年1月以降に納付されたこととなるが、当該期間は、合計で5年2か月もの長い期間に及んでいる上、当該期間は、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降の期間であり、年金記録の事務処理の電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、当該期間の保険料の納付記録が漏れたり誤って記録されたとは考え難い。

加えて、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の元妻は申立期間の保険料の納付金額及び納付場所等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、学生であった申立期間の国民年金保険料を、時期は明確ではないが、会社に就職した平成5年4月以降に遡って一度にまとめて納付した。申立期間のうち3年4月から4年3月までの保険料が未納とされ、同年4月から5年3月までの保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、会社に就職した平成5年4月以降に遡って一度にまとめて納付した。」と主張している。

しかしながら、平成5年5月18日付けで作成されたA市の国民年金保険料検認状況一覧票及びオンライン記録によれば、申立期間のうち4年4月から5年3月までの期間は、保険料の申請免除期間として管理されていることから、申立人に対して当該期間に係る納付書は送付されなかったものとするのが自然である。その上、当該期間の保険料を納付するには、当該期間が申請免除期間であるため追納の申込みが必要であるが、申立人は追納の申込みを行った記憶は無く、申立期間の保険料の納付金額、納付方法及び納付場所の記憶も曖昧である。

また、オンライン記録によれば、平成6年1月に申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間のうち、3年12月から4年3月までの期間の保険料の全部又は一部は、当該納付書の作成時点においては、未納であったものと推認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間の保険料を遡って一度にまとめて納付したとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から50年3月まで
私の母は、私が学生で20歳になった昭和46年*月頃に、私の国民年金の加入
手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。
申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が学生で20歳になった昭和46年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和60年4月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人が現在所持する年金手帳において、初めて被保険者となった日として「昭和60年4月1日」と記載されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べている。さらに、住民票によれば、申立人は、申立期間の以前から同一区内に住所を定めていることが確認できることから、同一区において同一人に対し複数の手帳記号番号が払い出されることは考え難く、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から、当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入状況及び保険

料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年3月まで
私の母は、私が20歳の平成4年*月に、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。私の申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳の平成4年*月に、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。私の申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたはずである。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成7年3月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている国民年金手帳を所持しており、別の手帳を所持していた記憶は無いとしていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、4年6月から5年1月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「保険料を遡って払うことはない。」と述べている。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付を

していたとする母親は、申立期間に係る国民年金の加入時期、保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで
私は、昭和43年3月頃、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和43年3月頃、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付した。」と主張しているが、申立期間のうち、37年4月から40年12月までの期間は、申立人が納付したとする43年3月の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間であり、当該一括納付したとする時期は、特例納付の実施期間外である。

また、申立人が保険料を当該一括納付したとする時期に居住していた市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和43年4月から44年3月までの期間の保険料を、同年5月に遡って一括で納付していることが確認できる。これらのことから、申立期間のうち、37年4月から42年3月までの期間は、一括納付した44年5月の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、42年4月から43年3月までの期間は、当該一括納付時点で保険料を納付することが可能であるものの、申立人は、当該期間の保険料の納付場所及び納付金額等の記憶が曖昧である。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立期間の各月の保険料はいずれも未納であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録とも符合しており、これらの記録に不自然な点は見られない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から9年3月までの期間及び16年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から9年3月まで
② 平成16年4月

私は、平成7年9月頃に、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を毎月定期的に納付した。また、申立期間②については、厚生年金保険の加入期間であるが、納付書が送付されてきたので保険料を納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「平成7年9月頃に国民年金の加入手続を行い、毎月定期的に国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成9年5月に、厚生年金保険への加入を契機として付番されていることが確認できるものの、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、「就職した会社から受領した年金手帳以外の年金手帳を見たことはない。」と述べており、当該基礎年金番号の付番より前に、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立期間①は、オンライン記録によれば、国民年金の未加入期間として管理されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①は、前述の基礎年金番号の付番時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間①について、申立人は、「保険料を遡って納付したことはない。」と述べていることから、申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人は、「納付書が送付されてきたので保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立期間②について、申立人は、平成 16 年 7 月から同年 9 月頃までに当該期間の保険料を納付したとする金融機関に対して、自ら保険料納付控えの有無に係る照会を行ったものの、当該控えの存在は確認されていない。

また、申立期間②は、保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどに伴い、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の当該期間の納付記録が漏れたり誤ったりするとは考え難い。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によれば、平成 16 年 9 月に当該期間に係る国民年金の被保険者資格の喪失時期が同年 5 月から同年 4 月に記録訂正されており、19 年 9 月には当該期間に係る被保険者資格そのものが取り消され、厚生年金保険加入期間に訂正されていることが確認できるが、16 年 9 月及び 19 年 9 月のいずれの時点においても、保険料の還付記録は確認できないことから、当該期間の保険料は納付されていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年4月から38年4月まで

私の父は、昭和35年の夏頃に二人の男性が自宅に国民年金制度の説明をしに来た後、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、姉の国民年金保険料と一緒に私の保険料を市役所で納付してくれていた。父は、私の保険料の免除申請をしたことはない。申立期間①が申請免除期間とされ、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人が当時居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）の申立人の特殊台帳では、昭和36年度が申請免除期間とされており、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で払い出され、父親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉の特殊台帳も、36年度が申請免除期間とされていることが確認できるなど、当該免除記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立期間②については、申立人は厚生年金保険適用事業所に就職する前の昭和38年4月までは父親が保険料を納付してくれていたはずであると説明しており、当時の保険料の納付月数は3か月ごとで、同年5月以降は厚生年金保険と重複するため同年5月及び同年6月の保険料は還付されることとなるが、還付記録は見当たらず、上記申立人の特殊台帳には申立人の実家の住所地が記載されており、当該厚生年金保険の加入に係る国民年金の被保険者資格の喪失の記録は無く、37

年度に保険料納付の記録が無いまま、38年12月に「不在被保険者」となっていることが確認できるほか、当該期間のうち37年4月から38年3月の期間は姉も保険料が未納であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13080 (事案 73 及び 6141 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料については、初めに申立てをしたとおり、私が夫婦二人の保険料を一緒に納付していた。前回の申立てでは、税務署に提出した書類の控えが見つかった期間の保険料は納付していたものと認められた。その他の期間の提出書類も税務署に保管されているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人から提出のあった昭和 59 年分の所得税の確定申告書(控用)の写しの社会保険料控除欄には 19 万 5,600 円と記載されているが、この金額は、59 年当時、申立人が加入していた国民健康保険組合の保険料の年額と一致することから、当該金額に国民年金保険料は含まれていないものと認められること、申立人夫婦の年金記録は、42 年の結婚以降、納付済期間及び未納期間が同一となっているが、54 か月に及ぶ申立期間に係る夫婦の保険料納付事実を示す形跡が、保険料を納付したとしているにもかかわらず見当たらないのは不自然であること、さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、保険料納付を示す資料として、新たに提出した昭和 57 年分の給与支払報告書によれば、申立期間のうち、57 年 4 月から同年 12 月までの期間については、当該報告書に記載されている社会保険料控除額が、当該期間の国民年金保険料の年額と一致することから、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られないとして記録訂正が必要と判断された

ものの、申立期間のうち、58年1月から61年9月までの期間については、上記報告書は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再々申立てを行っているが、初回申立時に提出した確定申告書（控用）は、その年から確定申告書を自身で作成するようになった夫が、国民年金保険料の記載を忘れたものであり、その他の期間の確定申告書も管轄税務署で保管されているはずなので、それを調べれば証明できるはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないと主張しているが、申立人から新たな資料の提出や具体的な説明は無く、申立人の住居地を管轄する税務署では申立期間当時の申告書類は既に保管期間を経過しているため保管しておらず、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から63年3月までの期間、平成元年2月から2年7月までの期間及び3年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から63年3月まで
② 平成元年2月から2年7月まで
③ 平成3年6月から4年3月まで

私は、昭和54年6月頃、申立期間①当時に勤めていた会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、国民年金への加入手続を行い、その後、63年4月に厚生年金保険適用事業所に勤務して平成元年2月に退職した際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。主に私が国民年金保険料を納付していたが、母が保険料を納付してくれたこともあった。

申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、申立人の保険料を納付してくれたこともあったとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができず、申立人は、厚生年金保険から国民年金に切替手続を行ったとする時期及び手続場所並びにその後納付していた保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①及び②については、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の「被保険者となった日」には「昭和」及び「平成」が印字されており、当該手帳は平成以降に交付された手帳であることが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年9月頃に払い出され、申立期間①に係る国民年金の得喪記録及び申立期間②に係る取得記録は、同年同月9日に記録追加されたことがオンライン記録で確認できることから、当該払出時点及び記録追加時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立

期間③については、申立人は当該期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であり、上記払出時点では当該期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年2月までの期間及び55年3月から58年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から47年2月まで
② 昭和55年3月から58年3月まで
③ 昭和58年4月から同年8月まで

私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、私が厚生年金保険適用事業所に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、昭和55年4月から58年8月までの期間に2社に勤務したが、同年9月に厚生年金保険適用事業所に再就職するまで厚生年金保険の適用を受けられなかったため、国民年金に加入し、自宅に送られた納付書で保険料を定期的に納付していた。

申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明であるほか、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は申立人と同じく国民年金に未加入であり、母親と当時同居していたとする申立人の兄も当該期間を含む20歳から厚生年金保険に加入するまでの期間が国民年金に未加入である。

また、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和58年7月に払い出されており、申立人は同年4月1日に強制加入被保険者として資格取得していることが、当時、申立人が居住していた市の国民年金被保

険者名簿で確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間①、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当該期間の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人に対し当該期間に係る過年度納付書が昭和60年2月5日に作成されていることがオンライン記録で確認できることから、当該納付書が作成された時点では、当該期間は未納期間であったと推察され、上記被保険者名簿にも当該期間における保険料の納付記録は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

私は、昭和47年12月に厚生年金保険適用事業所を退職して被保険者資格を喪失したが、国民年金には加入せず引き続き同事業所でアルバイトをしていた。その後、48年5月にアルバイトを辞めると同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は加入月から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付方法、納付場所、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、厚生年金保険適用事業所のアルバイトを辞めた昭和48年5月に国民年金の加入手続を行い、保険料を加入月から納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の49年5月頃に払い出されており、同年7月15日に申立期間直後の同年4月から同年6月までの期間の保険料を納付していることが、申立人が当時居住していた市の「収滞納一覧表」で確認できるほか、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明している。

さらに、申立人は上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13091 (事案 8806 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から同年 12 月まで
私は、昭和 44 年の後半頃に A 市に転入した際、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、私が送付されてきた納付書により郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立て時において、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間当時、申立人が居住する市における現年度分の保険料の納付方法は印紙検認方式であり、郵便局での納付ができない期間であるが、申立人は、「印紙検認により納付した記憶は無く、納付書で郵便局において納付した。」と主張するなど、当時の納付方法との整合性がみられない、ii) 申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 45 年 11 月頃に払い出されており、申立人が所持する同年 11 月 25 日発行と記載された国民年金手帳には、46 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を同年 3 月 17 日に印紙検認により納付しているが、申立期間である 45 年 12 月以前は空欄であることが確認できる、iii) 申立人に係る国民年金被保険者台帳及び市町村名簿によれば、申立期間が未納と記載されていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出等はないが、申立人は、「国民年金の加入手続について、B 年金事務所へ問い合わせたところ、昭和 45 年 3 月には既に加入手続がとられているということであった。このことは、平成 23 年 2 月に再度、同事務所を確認した。」と述べている。

しかしながら、前回の通知のとおり、申立人が所持する国民年金手帳における手帳の発行日は、昭和45年11月25日と記載されており、また、申立人に係る市町村名簿（国民年金被保険者名簿）は2部保存されており、当該2部の市町村名簿の「記事」欄には、それぞれ「強制 45.11.11」、「45.11.11 加入」と記載されていることが確認できる。さらに、オンライン記録における申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、申立人の手帳記号番号は、45年11月頃に払い出されていることが推認できる。これらのことを踏まえると、申立人に係る国民年金の加入手続は、45年11月頃に行われたと考えるのが自然である。

加えて、前述の申立人が所持する国民年金手帳及び市町村名簿における住所は、A市と記載されており、同市が市制を施行したのは、昭和45年11月1日であり、それ以前はC町であることから、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金手帳の発行が同年11月より前に行われたとは考え難い。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

私は、昭和48年か49年頃、国民年金保険料の一括納付制度があることを知り、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所内にあったB金融機関（現在は、C金融機関）の出張所で申立期間の保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年か49年頃、国民年金保険料の一括納付制度があることを知り、申立期間の保険料を一括して納付した。」と主張しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、第2回特例納付の実施期間中である49年6月に払い出されていることが確認できることから、申立期間は、保険料を一括して納付することが可能な期間である。

しかしながら、申立人が申立期間の保険料を一括納付したとするC金融機関D支店は、「A市役所内にあった当行の出張所は、出張所なので、支店業務を行っておらず、市の指定金融機関として市税のみ取り扱っていた。」と回答しており、申立期間に係る国庫金となる特例納付及び過年度納付の保険料は、同出張所においては、納付することはできない。

また、申立人は、当初、申立書において、一括で納付した保険料の金額は25万円から26万円くらいと回答していたが、その後、調査の過程で納付金額を13万円から14万円くらいと変えており、当委員会における口頭意見陳述においては、「最初から17万円から18万円くらいと思っていた。」と述べるなど、申立人の主張には変遷があり、当該変遷に関する合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の弟に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶も曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月及び同年3月
② 昭和58年4月から60年3月まで
③ 昭和60年4月から62年9月まで

私の妻は、私と妻自身の申立期間の国民年金保険料を水道代や税金と一緒にA村役場の集金人に納付していた。申立期間②保険料は免除とされているが、当時、会社を経営しており、経営は順調だったので生活に困ることはなかった。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が納付済みではなく、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和47年12月から48年3月頃までの間に払い出されていることが推認できることから、申立期間は、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

しかしながら、申立人夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の申立期間①、②及び③の保険料は、オンライン記録によると、申立人と同様に、申立期間①及び③は未納、申立期間②は申請免除とされていることが確認できる。

また、昭和59年6月に作成されたA村に係る年度別納付状況リストにおいても、夫婦共に申立期間①は未納、申立期間②のうち、58年4月から59年3月までの期間は申請免除と記録され、オンライン記録と符合している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間の免除申請日は、夫婦共に59年7月26日と記録されていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間に係る申立人夫婦の保険料の納付状況等は一致していることが確認でき、申立期間全体で56か月に及ぶ長い期間において、

行政側に申立期間に係る記録管理の不備があったとは考え難い。

なお、A村は、「申立期間当時の集金方法は、現金回収の際、納付書付随の1月から12月までの受領欄に押印し、原符と納付済通知書を切り離していた。集金後に回収した原符を探したが、書庫の整理を行っており見当たらず、既に廃棄されていると思う。」と回答している。また、現在、同村に在村している当時の集金人に対して、申立期間当時の状況について、同村を通じて確認したが、当時のことは覚えていないとしている。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 62 年 9 月まで

私は、自身と夫の申立期間の国民年金保険料を水道代や税金と一緒に A 村役場の集金人に納付していた。申立期間②の保険料は免除とされているが、当時、会社を経営しており、経営は順調だったので、生活に困ることはなかった。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が納付済みではなく、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和 48 年 3 月から同年 10 月頃までの間に払い出されていることが推認できることから、申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

しかしながら、自身の保険料と一緒に納付してきたとする申立人の夫の申立期間①、②及び③の保険料は、オンライン記録によると、申立人と同様に、申立期間①及び③は未納、申立期間②は申請免除とされていることが確認できる。

また、昭和 59 年 6 月に作成された A 村に係る年度別納付状況リストにおいても、夫婦共に申立期間①は未納、申立期間②のうち、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間は申請免除と記録され、オンライン記録と符合している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の免除申請日は、夫婦共に 59 年 7 月 26 日と記録されていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間に係る申立人夫婦の保険料の納付状況等は一致していることが確認でき、申立期間全体で 56 か月に及ぶ長い期間において、

行政側に申立期間に係る記録管理の不備があったとは考え難い。

なお、A村は、「申立期間当時の集金方法は、現金回収の際、納付書付随の1月から12月までの受領欄に押印し、原符と納付済通知書を切り離していた。集金後に回収した原符を探したが、書庫の整理を行っており見当たらず、既に廃棄されていると思う。」と回答している。また、現在、同村に在村している当時の集金人に対して、申立期間当時の状況について同村を通じて確認したが、当時のことは覚えていないとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月から22年1月まで

私は、平成21年3月に失職して間もない頃、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、4分の1の保険料の免除が承認された後、初めて送られてきた納付書により申立期間の4分の3の保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成21年4月27日付けの免除申請により、申立期間のうち、同年4月から同年6月までの期間に係る4分の1の国民年金保険料の免除が承認され、また、同年7月7日付けの免除申請により、申立期間のうち、同年7月から22年1月までの期間に係る4分の1の保険料の免除が承認されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、4分の3の保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、申立人は、「保険料の納付場所に関しては、コンビニか金融機関か、あるいは郵便局等で納付したと思う。また、納付金額の記憶は全く無い。」と回答しているなど、申立期間の保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間を含む平成21年4月から22年5月までの期間の家計簿を提出しているが、当該家計簿には、申立期間の保険料を納付したことを示す支出記録は見当たらない。このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）が無い。

さらに、申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどにより、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間の保険料の納付について記録

漏れや記録誤りが発生することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月まで

私の母は、私が昭和 61 年 3 月に会社を退職後、私の国民年金の加入手続きを行い、納付することができる期間の国民年金保険料を全て納付してくれた。平成 19 年になって、昭和 60 年 7 月から 8 か月分の保険料が還付されたが、母は、初めて保険料を納付した 61 年 8 月時点で、2 年遡った 59 年 7 月からの 8 か月分の保険料を納付したはずであり、私が会社に勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していたことを知っていたので、厚生年金保険の加入期間と重複する期間の国民年金保険料を納付したとは考えにくい。還付された期間の保険料は、申立期間の保険料として納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、厚生年金保険の加入期間と重複する期間の国民年金保険料を納付するとは考えにくい。還付された期間の保険料は、申立期間の保険料として納付したはずである。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、平成 19 年 8 月 16 日付けで、昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が整備されたことに伴い、申立人の 60 年 7 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料が「厚生年金等加入」を還付理由として、平成 19 年 8 月 21 日付けで還付決議され、還付されていることが確認できる。また、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録 (1) のページにおいては、申立人の被保険者資格について、昭和 57 年 1 月 1 日に新規取得した後、62 年 9 月 6 日に第 3 号被保険者への種別変更と記録されており、前述の厚生年金保険の加入及び脱退に伴う国民年金の被保険者資格の喪失及び再取得の記録は無く、申立人が 62 年 8 月から居住していた A 村が平成元年 4 月に作成し

た国民年金被保険者名簿には、昭和 59 年度の保険料の納付月数は「00」、60 年度の保険料の納付月数は「09」と記録されている。これらのことから、前述の厚生年金保険の加入記録の整備時点より前においては、当該厚生年金保険の加入期間は、国民年金の加入期間として管理されていたことが推認でき、また、当該厚生年金保険の加入期間と重複する期間に係る国民年金保険料の還付記録に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録等によると、昭和 61 年 8 月頃に払い出されていることが推認できることから、当該払出しの時点においては、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。しかし、前述の還付決議された 60 年 7 月から 61 年 2 月までの還付期間直後の同年 3 月の保険料は、オンライン記録によると、62 年 9 月 29 日に過年度納付されていることが確認できる。加えて、申立人の母親は、「まとめて払ったような気がする。」と述べている。これらのことから、申立人の母親は、同年 9 月 29 日の時点において、過年度納付することが可能であった前述の還付期間及び 61 年 3 月の保険料をまとめて過年度納付したものと推認でき、また、申立期間を含む 60 年 6 月以前の期間の保険料については、当該納付日の時点において時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 12 月までの期間、平成元年 3 月、同年 8 月から同年 10 月までの期間、2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間、4 年 4 月から同年 6 月までの期間、9 年 2 月、同年 5 月から 10 年 3 月までの期間、同年 6 月から 12 年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 11 月までの期間、13 年 1 月、同年 3 月、同年 4 月、同年 6 月から同年 9 月までの期間及び 14 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 63 年 12 月まで
② 平成元年 3 月
③ 平成元年 8 月から同年 10 月まで
④ 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで
⑤ 平成 4 年 4 月から同年 6 月まで
⑥ 平成 9 年 2 月
⑦ 平成 9 年 5 月から 10 年 3 月まで
⑧ 平成 10 年 6 月から 12 年 5 月まで
⑨ 平成 12 年 7 月から同年 11 月まで
⑩ 平成 13 年 1 月
⑪ 平成 13 年 3 月及び同年 4 月
⑫ 平成 13 年 6 月から同年 9 月まで
⑬ 平成 14 年 1 月

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から私が結婚するまでの期間に係る私の国民年金保険料を納付してくれていた。保険料の納付者が父から私に切り替わった時期は、夫と同居を開始した平成 6 年 7 月頃だったか、入籍した 9 年 11 月だったか、はっきりと憶えていないが、その後の申立期間の保険料は、私自身が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和 63 年 7 月頃に払い出されていることが推認できる、申立人は現在年金手帳を所持しておらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「私の国民年金の加入手続は父が行い、結婚するまでの期間の私の保険料は、父が納付してくれていた。保険料の納付者が父から私に切り替わった時期が、夫と同居を開始した平成 6 年 7 月だったか、入籍した 9 年 11 月だったのかは、はっきりと憶^{おぼ}えていない。」と述べている。このことから、申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦のうちの 9 年 5 月から同年 10 月までの期間（あるいは申立期間①、②、③、④及び⑤）の保険料納付に関与しておらず、加入手続及び当該期間の保険料を納付したとする申立人の父親から当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付状況について確認することができない。その上、オンライン記録によると、申立期間①直後の元年 1 月及び同年 2 月、申立期間②直後の同年 4 月から同年 7 月までの期間、申立期間③直後の同年 11 月から 2 年 3 月までの期間及び申立期間⑤直後の 4 年 7 月から 5 年 3 月までの期間の保険料は、納付日は不明であるものの、いずれも当該期間直後の保険料が過年度納付されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間①、②、③及び⑤の保険料については、現年度納付により納付されたとは考え難く、それぞれ当該過年度納付の時点で、申立期間①、②、③及び⑤の保険料は時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間は、申立人の実家がある A 区に居住していたとする期間に 5 か所、夫との同居に伴って転居した B 区に居住していたとする期間に 2 か所、新居を購入して転居した C 区に居住していたとする期間に 5 か所、B 区及び C 区にまたがる期間を加えると、合計 13 か所にわたり、それぞれの行政機関等において、これだけ長い期間の事務処理誤りが起こるとは考え難い。

なお、平成 9 年 1 月以降は、基礎年金番号制度が導入された後であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る記録が抜け落ちたとは考え難い。

加えて、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から同年 8 月まで

私は、細かい経緯は憶えていないが、昭和 59 年に勤務先を退職した後で申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。私が所持している 59 年分の所得税の確定申告書（控用）の社会保険料控除欄には、社会保険の種類及び支払保険料として「国民年金 84,800 円」と記載されている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除欄に、社会保険の種類及び支払保険料として『国民年金 84,800 円』と記載されており、申立期間の国民年金保険料を納付した証としてこれ以上に正しいものはないと思う。」と述べており、申立人が所持する当該確定申告書の写しには、申立人が申立期間当時居住していたA区を管轄するB税務署の收受印が押され、当該申告書を作成した税理士の氏名と押印も確認できる。

しかしながら、当該確定申告書における「社会保険料控除」欄の「⑥支払保険料」欄に記載されている8万4,800円は、申立期間の国民年金保険料3万6,930円又は昭和59年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料7万3,470円のいずれの金額とも相違している。また、オンライン記録によると、申立人は申立期間直後の59年9月から平成4年7月までの期間において、厚生年金保険の第4種被保険者であることが確認でき、当該支払保険料8万4,800円は、59年9月から同年12月までの期間の第4種被保険者に係る厚生年金保険料の金額と一致している。これらのことから、当該確定申告書に記載された「国民年金 84,800 円」は、「厚生年金保険料 84,800 円」と記載すべきところを「国民年金」と記載したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から20年1月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から20年1月まで

私は、申立期間を含む平成17年4月から21年3月までの期間については、専門学校に通っていた。このため、A市に住んでいた私の母は、A市役所において、私の申立期間の国民年金保険料についての学生納付特例の申請を行ってくれたはずである。申立期間が学生納付特例とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間を含む平成17年4月から21年3月までの期間については、専門学校に通っていた。このため、私の母は、A市役所において、私の申立期間の国民年金保険料についての学生納付特例の申請を行ってくれた。」と主張しており、申立期間を含む15年4月から21年8月までの住所は、申立人の戸籍の附票によると、A市であることが確認できる。また、申立期間より後の20年4月から21年3月までの期間は、オンライン記録によると、学生納付特例であることを示す「サ」が記録されていることが確認できる。

しかしながら、A市役所は、「保存期限内である平成18年度以降の国民年金保険料学生納付特例申請書について、申立人の申請書を探したが、20年4月から21年3月までの申請書（20年5月2日A市役所受付印）以外には見当たらなかった。」と回答している。

また、申立人は、平成17年4月から20年1月までの期間を申立てしているが、学生納付特例は、毎年度申請を行う必要があるため、平成17年度から19年度までに3回の申請を行わなければならない、3回もの記録が全て漏れたとは考え難い。

さらに、申立期間が学生納付特例として承認されたと仮定しても、当該期間の保険料を納付するには、追納の申出を行い、追納による納付を行う必要があるが、オンライン記録によると、平成19年度における20年2月の保険料は22年3月25日

に、20年3月の保険料は22年4月30日に、それぞれ追納ではなく、過年度納付されていることが確認できることから、申立人に係る19年度の学生納付特例は申請されていないものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の学生納付特例を申請したことを示す関連資料が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の学生納付特例を申請したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 54 年 8 月までの期間及び同年 11 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 54 年 8 月まで
② 昭和 54 年 11 月から 60 年 3 月まで

私の母は、昭和 51 年 9 月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間①の国民年金保険料を納めてくれていた。その後、私は、54 年に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②の保険料を納付してきた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和 51 年 9 月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納めてくれていた。また、申立期間②の保険料は、自身で納付した。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間①及び②より後の昭和 62 年 6 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は「現在所持する年金手帳のほか、嫁入り前に旧姓の手帳を持っていたが紛失した。表紙はオレンジ色だった。」と述べているものの、当該期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、当該期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①及び②は、オンライン記録によると、前述の手帳記号番号が払い出された直後に昭和 62 年 7 月 20 日付けで記録整備が行われ、国民年金の被保険者期間として記録が追加されたものであることから、当該期間は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間

である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から11年1月まで

年金事務所からの回答によると、平成13年3月5日付けで11年2月の国民年金保険料を遡って納付している記録があるものの、申立期間は時効のため保険料を納付することができない期間であるとのことであった。しかし、私は13年3月5日の時点には海外に滞在していたので、同日付けで保険料を納付することはできない。私は時効前にA社会保険事務所(当時)にて、申立期間及び11年2月の保険料をまとめて納付しており、前述の記録は誤りである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成13年3月5日付けで11年2月の国民年金保険料を遡って納付している記録があるものの、私は当該保険料の納付の時点においては、海外に滞在していたので納付することはできない。申立期間及び11年2月の保険料は、時効前にまとめて納付した。」と主張しており、また、申立人が提出したパスポートによると、申立人の主張のとおり、申立人が13年1月28日に出国、同年3月13日に帰国したことを示す記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間直後の平成11年2月の保険料は、時効期限直前の13年3月5日に過年度納付されており、申立期間は、当該保険料の納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、申立期間及び11年2月の保険料を時効前にまとめて納付したと主張しているが、当該まとめて納付したとする時期の記憶が曖昧である。その上、申立人は、12年11月14日付けで10万円を引き出したことを示す申立人自身の預金記録を提出しているが、保険料の納付を目的とした引出しであったか否かは定かではないと述べている上、当該引出しの時点において、申立期間のうち

10年7月から同年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間及び平成11年2月は、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務等に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の当該期間に係る記録漏れや記録誤りが発生したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間及び平成11年2月の保険料を13年3月5日時点より前に納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 49 年 3 月までの期間、平成 11 年 4 月及び同年 7 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 49 年 3 月まで
② 平成 11 年 4 月
③ 平成 11 年 7 月から 13 年 3 月まで

私は、住民票を A 区に移した昭和 50 年 6 月に、同区役所の窓口において、国民年金の加入手続を行った。私は、大学卒業後の 49 年 6 月に結婚し、厚生年金保険の加入期間も無いため、将来満額の国民年金をもらうために、キャンペーンにのっとり、申立期間①の保険料を一括納付した。また、私は、離婚した平成 11 年 6 月まで、元夫名義の金融機関口座より、国民年金保険料が自動引落としされていたので、11 年 4 月の保険料についても、引き落とされていたはずである。さらに、私は、離婚を契機に自動引落としをやめた 11 年 7 月以後は、郵送されてきた納付書により、保険料を 3 か月分ずつ納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を一括納付したと述べており、その時期について、当初、年金加入記録回答票には「S52 年、B 区 C 在住時」と記載していたが、申立書には「S52 or 53 年頃」を線で消して「54 年」と記入するなど、申立内容が変遷している。また、申立人は一括納付した金額について、申立書に「年 1 万～2 万で 3 年分で総額～4 万円」などと記入しているが、この金額は申立人が納付したとする昭和 54 年当時に実施されていた第 3 回特例納付により当該期間の保険料を一括納付した場合に必要な金額と大きく相違している。

さらに、申立人は一括納付した場所について、申立書に「B 区 D 出張所」と記

入しているが、制度上、区役所においては、特例納付による保険料を収納することができない。

2 申立期間②については、申立人は「平成 11 年 6 月まで、元夫名義の金融機関口座より保険料が自動引落としされていたので、同年 4 月分についても引き落とされていたはずである。」と述べているが、オンライン記録によると、当該期間直前の 10 年度のうち、10 年 7 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月、11 年 2 月及び同年 3 月の各期間の保険料は、制度上、口座振替により納付することができない過年度納付により納付されていることが確認でき、申立人が主張する納付方法と相違する。

3 申立期間③については、申立人は、「平成 11 年 6 月の離婚を契機に自動引落としをやめた後は、郵送されてきた納付書により 3 か月分ずつ保険料を納付していた。13 年からは、自分名義の金融機関口座より自動引落としされていた。」と述べており、オンライン記録によると、13 年度以降の保険料は、全て口座振替等により該当月の翌月に納付されていることが確認できる。しかし、14 年 11 月 14 日に申立人に係る納付書が作成されていることから、当該納付書の作成時点においては、申立期間③のうちの 12 年 10 月から 13 年 3 月までの期間の保険料の全部又は一部が未納であったことが推認できる。

また、申立人は「取立ても厳しく、私が二人分の保険料を納めたこともあった。」と述べているが、申立期間②及び③の申立人の長男及び長女の保険料は、オンライン記録によると未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間②及び③は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、保険料の収納事務等に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の当該期間に係る記録漏れや記録誤りが発生したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13103 (事案 12198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、勤務していた会社を昭和 60 年 12 月に退職後、A 区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

今回、新たな事実や資料は無いが、申立期間当時、B にあった C 金融機関 D 支店で確かに保険料を納付している。現在、所持している以外の年金手帳については、A 区役所で結婚により姓が変わった申請をした際に統合されてしまったとしか思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 区の国民年金番号払出表によると、平成 3 年 3 月に払い出されていることが確認でき、また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない、これらのことを踏まえると、申立期間は、前述の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である、ii) 申立期間は、前述の手帳記号番号の払出しの 3 年 3 月の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は、保険料の納付額、納付場所等の記憶が曖昧であるとして、既に当委員会の決定に基づき 23 年 10 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出等はないが、申立人は、「現在、所持してい

る以外の年金手帳については、A区役所で結婚により姓が変わった申請をした際に統合され、区の職員の手違いで申立期間の納付記録が無くなってしまったとしか思えない。」と主張しており、また、申立人が所持している厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳には、申立人の旧姓欄の生年月日は、昭和38年*月*日から同年*月*日に訂正されていることから、申立人が申立期間の直前まで加入していた厚生年金保険の事業所別被保険者名簿を調査したところ、申立人に係る生年月日が38年*月*日と届出されていたことが確認できる。しかしながら、オンライン記録により、旧姓も含めて、生年月日が同年*月*日である申立人と同一氏名である者の保険料の納付記録を調査したが、申立人の保険料の納付記録は見当たらなかった。

また、仮に、申立人が申立期間において納付書により国民年金保険料を納付していたとした場合、申立人の基礎年金番号に統合されていない国民年金の手帳記号番号に基づく納付記録が存在するものと考えられることから、申立期間を含む昭和59年1月から63年4月までの期間に、A区において、払い出された全ての手帳記号番号(*番)に係る記録を調査したが、申立期間の保険料の納付記録は確認ができなかった。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの期間、同年10月から39年3月までの期間及び同年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで
③ 昭和39年10月から40年3月まで

私の夫は、いつ頃か分からないが私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を申立期間も含めて納付してくれていた。夫が亡くなったため、私は、年金事務所で遺族年金等の手続きを行った際に、私の保険料の納付記録に未納があると言われた。私は、夫から保険料を納付しなかった時期があるとは聞いていなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「亡くなった夫が私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料も納付してくれていた。夫から保険料を納めなかった時期があるとは聞いていない。」と主張している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫と連番で昭和36年2月7日に払い出されていることが確認できることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳によると、昭和36年度から40年度までの期間の「国民年金印紙検認記録」欄には、申立期間に係る各月の検認印が無いことが確認できる。その上、同手帳の国民年金印紙検認台帳は、それぞれ翌年度以降に切り離されていることが確認できる。これらのことから、申立期間の保険料は、現年度納付されていないものと推認できる。また、申立人の保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は、オンライン記録によると、申立人と同様に未納とされていることが確認できる。

一方で、申立期間の保険料は過年度納付することも可能であるものの、申立人は、夫から保険料を過年度納付したことを聞いた記憶が無い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の事情を聴取できないため、申立期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から9年5月まで

私は、平成9年4月に就職した会社から学生期間中の国民年金保険料は納付しておいた方がよいと言われたため、試用期間中の同年5月までに区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後に区役所から納付書が届いたので、学生期間と試用期間の保険料を金融機関の預金から出金し、まとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、まとめて納付した申立期間の保険料の納付額については金融機関の預金から15万円前後を引き出し、手元の2、3万円を加えて納付したと思うと説明する一方で、15万円を払った時に数千円のおつりを受け取ったかもしれないとも説明するなど、納付額に関する記憶が曖昧であり、これらの金額は申立期間の保険料額（20万8,300円）と相違するほか、申立人が申立期間の保険料を納付する際に引き出したと説明する金融機関の申立人名義の預金口座における平成8年7月から10年2月までの記帳記録を確認した結果、最大の引出額は3万5,000円で、最大残高が11万3,103円となっており、申立期間の保険料に該当すると思われる出金記録は見当たらず、申立人は、まとめて納付したとする申立期間の保険料について納付書が送付された回数及びその枚数などに関する具体的な記憶が無く、保険料の納付場所に関する記憶が定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年3月まで

私は、平成9年1月に転居して間もなく、未納であった国民年金保険料の督促状が自宅に届いたので、区出張所に行き督促状に同封されていた納付書で申立期間の保険料を遡って一括で納付した。納付した金額は7万円から8万円ぐらいで、納付した時に出張所の職員から「これで年金は全部払ったこととなります。」と言われた記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間の保険料額と大きく相違するほか、申立人は平成9年1月頃に遡って一括で保険料を納付していたと説明していることから、申立期間の保険料は過年度納付することとなるが、納付したとする区出張所では過年度保険料を納付することができない。

また、申立人の基礎年金番号は申立人が厚生年金保険に加入している平成9年1月1日に付番されており、申立人に対して二つの国民年金手帳の記号番号が払い出されているが、このうち4年3月頃に払い出された手帳記号番号の年金手帳には、同年6月の被保険者資格喪失以降の資格取得の記録は無く、オンライン記録でも確認できないことから、同番号では申立期間の保険料を納付することはできないほか、申立人は9年1月に転居して間もなく未納であった保険料の督促状が届いたと説明しているものの、5年8月頃に払い出された手帳記号番号では、申立期間の保険料の督促状を受け取ったとする区への住所変更日が15年3月25日となっていることがオンライン記録で確認できることから、申立人が転居した住所宛てに督促状が送付されたものとは考えられない。

さらに、申立人が保険料を納付したとする平成9年1月頃に国民年金の加入手続を行った記録は見当たらず、同番号での最初の納付記録となる14年4月の保険料は同年11月20日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 59 年 12 月まで

私は、父の勧めもあり 20 歳で婚姻した昭和 55 年*月頃に市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入した時から国民年金保険料を納付していたと思っていたが、加入した 55 年 5 月からの保険料が未納になっているとする通知書が 57 年 5 月頃に届いたので、私の夫が同年同月頃に未納となっている保険料を一括で納付してくれた。その後の保険料は、私が納期ごとに市役所で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の昭和55年5月から57年5月までの未納の保険料は夫が同年同月に一括で納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の62年3月頃に夫婦連番で払い出されており、その払出時点で納付することが可能であった60年1月以降の期間の保険料が納付済みである一方、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、保険料を納付してくれていたとする夫も申立期間は未納となっている。

また、夫は保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人は一括で納付した後の保険料は納付時期ごとに自身で納付していたと説明しているが、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄における「被保険者の種別」欄には「1号」と印字されていることから、当該手帳は昭和61年4月以降に使用された手帳であり、申立人は上記手帳以外の別の手帳を所持していた

記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から43年7月まで

私は、時期は定かではないが申立期間当時に居住していた町役場で職員に勧められ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は役場で納付していた。保険料月額は100円又は200円だったと記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付回数及び納付期間に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が申立期間当時に居住していた町では、申立期間当時の保険料の収納方法は印紙検認方式であったが、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が無い。

また、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄には、申立期間後の「昭和51年3月11日」と記載されており、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が再婚した同年1月*日より後の同年4月20日に夫婦連番で払い出されていることから、この払出時点までは申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの期間、42年7月から同年9月までの期間、43年3月から同年6月までの期間、44年9月から49年3月までの期間、同年12月から50年10月までの期間、59年3月から平成3年5月までの期間、3年7月及び8年12月から13年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年3月まで
② 昭和42年7月から同年9月まで
③ 昭和43年3月から同年6月まで
④ 昭和44年9月から49年3月まで
⑤ 昭和49年12月から50年10月まで
⑥ 昭和59年3月から平成3年5月まで
⑦ 平成3年7月
⑧ 平成8年12月から13年2月まで

私は、国民年金制度発足時に元妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。元妻とは平成元年5月に離婚したが、3年6月に転居するまでは同居し、転居するまでの期間は元妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。元妻との同居を解消し、転居した3年6月以降は自分で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥については、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であり、申立人は元妻が夫婦二人の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、当該期間のうち元妻が国民年金

の申請免除及び厚生年金保険に加入している平成元年5月から3年5月までの期間を除き、元妻は国民年金に未加入か保険料が未納である。また、申立期間⑤及び⑥については、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出簿備考欄に不在の記載があり、昭和57年12月14日作成の年度別納付状況リストにおける申立人に関する「区分」欄は「フザイ」と記載され、申立人が47年から平成3年5月まで居住していたと説明している市の住所地がオンライン記録には無く、払出簿備考欄に不在と記載された区からの住所変更日が同記録では4年12月17日となっていることから、当該期間、申立人は同区では不在者とされ現年度納付書は作成されなかったものと考えられるほか、上記住所変更時点では、申立期間⑥のうち2年11月から3年5月までの期間を除き時効により保険料を納付することはできないなど、元妻が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑦については、申立期間⑤及び⑥と同様に当該期間、申立人は不在者とされ、現年度納付書は作成されなかったものと考えられる。また、当該期間後の平成3年8月は5年9月30日に保険料を過年度納付していることが申立人の所持する領収証書で確認でき、この納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することはできないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑧については、当該期間のうち平成12年6月から13年2月までの未使用の納付書を申立人は所持しており、この未使用の納付書について申立人は「この納付書を年金事務所に持参して保険料を納付しようとしたが、職員から納付しても年金はもらえないと言われ、受け取ってもらえなかった。」と説明しているほか、申立人は8年10月に転居しているが、この転居先において保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行うとともに付加保険料の申出も行った。私はこれまでずっと付加保険料を含めた国民年金保険料を納付し続けてきていたと思っていたが、結婚して転居直後の 3 か月については、区発行の定額保険料のみの領収証書を所持していることに気がついた。

なぜ付加保険料の請求が行われなかったのか、第三者委員会でその原因を調べて、定額保険料の納付書を発行した区役所に謝罪させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書では、申立人は申立期間である昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び当該期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を同年 3 月 3 日及び同年 6 月 6 日にそれぞれ定額保険料額で納付し、申立期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの期間の付加保険料については手書きの領収証書で同年 12 月 5 日に納付していることが確認でき、この付加保険料を納付した時点で当該期間は過年度となり、付加保険料は過年度納付することができないほか、申立人は、申立期間の保険料額について定額保険料以外の保険料は納付していないと説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、付加保険料の請求が行われなかった原因を年金記録確認第三者委員会で調査し、定額保険料の納付書を発行した区役所に謝罪させてほしいと主張しているが、当委員会はこのような年金記録以外の事項を調査審議することを目的とするものではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 52 年 6 月まで
私は、私の父から昭和 54 年に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を第 3 回特例納付により 20 歳まで遡って納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親が国民年金への加入手続を行ったとしている昭和 54 年は第 3 回特例納付が実施されている期間であるが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、特例納付したとする金額など当時の状況が不明である。

また、申立人の年金受給資格は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 4 月から 60 歳に到達するまでの納付月数は 297 か月であり、受給資格期間の 300 か月を満たすには 3 か月分の納付期間が足りないが、申立人の居住している市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、54 年 4 月の払出時点に 53 年度分の保険料が現年度納付され、54 年 9 月に納付可能な 52 年 7 月までの保険料を遡って過年度納付されていることが確認でき、納付済期間が受給資格期間を満たす 318 か月となっていることがオンライン記録で確認できることから、父親は、申立人の国民年金の受給資格期間を満たすために申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付する必要は無いほか、申立期間のうち、39 年 1 月から同年 4 月までの期間、45 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 48 年 9 月から 49 年 5 月までの期間の計 19 か月は平成 21 年 2 月 18 日に厚生年金保険の加入記録が追加されるとともに国民年金の被保険者資格の得喪記録が追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該追加期間

に保険料を納付していた場合は保険料が還付される場所であるが、その記録は見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 38 年 10 月までの期間及び 41 年 5 月から 50 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 38 年 10 月まで
② 昭和 41 年 5 月から 50 年 10 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 38 年 9 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は区役所又は集金人に納付していた。婚姻後は、私が夫婦二人の保険料を区役所又は集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を区役所又は集金人に納付していたと説明しているが、申立期間当初から過半の保険料の収納方法である印紙検認による納付、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 6 年 5 月に払い出されており、この払出時点では、申立期間①及び②はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間の加入記録及び同年 4 月からの第 3 号被保険者としての加入記録は同年 5 月 25 日に追加されていることがオンライン記録で確認できることから、当該払出時点までは申立期間①及び②はいずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人は夫婦二人の保険料を一緒に納付していたと説明しているものの、申立人の夫は昭和 53 年 2 月に国民年金の加入手続を行うまでは国民年金に加入していないと説明しており、夫の手帳記号番号は同年同月に払い出されていることから、当該期間当時、夫は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することができないため、申立人は当該期間の保険料を夫婦一緒に納付す

ることができない期間であるほか、夫は当該期間の大半の保険料が未納となることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年12月まで

私の母は、隣家の市役所職員から、今なら国民年金保険料を遡って全て納付することが可能であると聞き、市役所に行って母自身と私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の保険料を特例納付で遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親が申立期間の保険料を第2回特例納付で遡って全て納付してくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年1月頃は第2回特例納付の実施期間中であったものの、申立期間のうち、41年4月から47年9月までの期間の保険料は第2回特例納付の納付書で、同年10月から49年3月までの期間の保険料は過年度納付書で、同年4月から同年12月までの期間の保険料は現年度納付書でそれぞれ納付する必要があったほか、申立期間の保険料は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び年度別納付状況リスト（59年5月10日現在）に特例納付したことの記載が無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの期間、49年8月から53年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び58年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年3月まで
② 昭和49年8月から53年3月まで
③ 昭和53年7月から同年9月まで
④ 昭和58年3月から同年8月まで

私は、昭和47年に国民年金について市役所へ相談に行った際に、国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してきた。保険料を納付することができない時期もあったが、申立期間の保険料は納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和47年に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人は申立期間当時に共済組合及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に納付していたとする保険料額は当時の保険料額と相違する。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は加入手続をしたとする昭和47年に年金手帳を受領していないと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月から48年3月まで

私の母は、私の婚姻時に「28歳までは国民年金保険料を納付してあるから。」と言って年金手帳を渡してくれた。母は、私の国民年金の加入手続を行い、婚姻するまでの保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和49年10月に払い出されており、この払出時点で申立期間の保険料は第2回特例納付及び過年度納付することが可能であったものの、申立人は母親から28歳までの保険料を納付してあることを聞いているだけで、申立期間の保険料の納付額、納付方法及び保険料を遡って納付したことについては聞いた記憶は無いと説明しているほか、申立人の母親が申立人と同様に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の兄には、44年9月頃に手帳記号番号が払い出されており、20歳に到達した38年*月から42年6月までの期間の保険料が未納である。

さらに、申立人は母親から受け取った年金手帳を所持していたが、その後に紛失してしまい、ほかの年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 62 年 10 月まで
私の妻は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。妻が記録していた昭和 59 年から 62 年までの家計簿には毎年 4 月に保険料を前納していた記入があり、私名義の通帳から 60 年 4 月及び 61 年 4 月に家計簿に記入された保険料額と同額が引き落とされていることが確認できるので、妻は申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は申立人が所持する申立人名義の通帳に記載された金額が家計簿の昭和 60 年 4 月及び 61 年 4 月の欄に記入された金額と同額であることから、当該通帳記載金額は自身の保険料分であると説明しているが、当該通帳記載金額はオンライン記録で確認できる申立人の妻の 60 年度及び 61 年度の前納保険料額と一致している。

さらに、申立人が提出した家計簿の昭和 58 年 4 月欄に記入された二つの保険料の金額は、申立人の同年 4 月から同年 12 月までの期間及び申立人の妻の 58 年度のそれぞれの保険料額と一致し、63 年 4 月欄に記入された三つの金額は、申立人、妻及び長男の 63 年度のそれぞれの保険料額と一致するが、家計簿の 59 年 4 月、60 年 4 月、61 年 4 月及び 62 年 4 月の各欄に記入された金額は、妻一人分の各年度の保険料額と一致することから、当該家計簿は申立人の妻が申立人の申立期間の保険

料を納付していたことを示す資料と認めることはできない。

加えて、申立人は昭和 59 年*月*日に 60 歳到達により被保険者資格を喪失し、62 年 11 月 27 日に任意加入していることがオンライン記録で確認できるが、60 歳以上の任意加入制度が開始されたのは 61 年 4 月からであり、申立期間のうち 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間は 60 歳以上の任意加入制度開始前の適用除外期間、同年 4 月から 62 年 10 月までの期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、それぞれ保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年8月まで

私は、昭和47年9月に職員を辞めた後、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、国民年金保険料の納付書が郵送されてきた。その当時は生活が大変であったのですぐには保険料を納付することができなかつたが、その後、未納であった保険料の督促状が届いたので分割して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付書が送付されてきた当時は生活が大変であったのですぐには保険料を納付することができなかつたものの、その後未納であった保険料の督促状が届いたので分割して保険料を納付したと説明しているが、分割で納付したとする保険料の納付期間、納付回数、納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間後から平成15年4月に第3号被保険者資格を取得するまでの間に、厚生年金保険から国民年金への切替手続は6回行う必要があつたが、そのいずれの期間も国民年金の未加入期間であり、保険料を納付した記録も無く、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無かつたなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年10月

私は、平成10年9月に婚姻をし、夫が国民年金の第3号被保険者の手続を行ってくれた。その後、市役所からそれまで未納となっていた期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、市役所で50万円くらいの金額を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、第3号被保険者の手続後の平成10年11月に申立期間の保険料を市役所で一括納付したと主張しているが、申立人の基礎年金番号は申立期間後の同年同月10日に付番され、申立期間直後の8年11月から10年3月までの保険料は時効直前の同年12月14日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点において申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、婚姻するまで国民年金に加入し保険料を納付したことはなく、保険料を一括で納付したのは一度だけであると説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から46年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和42年*月に国民年金の加入手続きを行い、自宅に来る集金人を通じて国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が20歳になった昭和42年*月*日と記載されていることをもって、同年同月同日に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続きや保険料を納付した時点を示すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和46年4月頃に払い出されており、この払出時点では、現年度納付、過年度納付及び第1回特例納付により申立期間の保険料を納付することはできるものの、申立人は、母親から保険料を遡って納付していたことは聞いていないと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13124

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から60年4月まで
私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。
申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和60年5月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は、任意加入前の未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の夫は申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、自身では行なっていないと説明しており、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間①に薬剤師として勤務していたA診療所（現在は、Bクリニック）、申立期間②にパート従業員として勤務していたC薬局（事業所名は、D社）及び申立期間③に薬剤師として勤務していたE薬局に係る厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの事業所にも確かに勤務していたので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A診療所に薬剤師として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、Bクリニックは、申立期間①を含む昭和 44 年以降における全従業員の履歴書を保管しているが、その中に申立人の履歴書は無いため、申立人がA診療所に勤務していたかどうかは分からないと回答していることから、申立人が当該期間に同診療所に勤務していたことを確認することができない。

また、当該期間に勤務していた給与担当の従業員は、「A診療所では、給与計算を担当していたが、申立人について記憶が無く、申立人の給与計算をした記憶も無い。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚3名の姓を挙げているが、そのうち2名は、A診療所に係る事業所別被保険者名簿に同姓の記載が無い上、同被保険者名簿に記載されている1名については、申立人の勤務等について照会をしたが、回答が無かった。

このほか、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C薬局にパートの薬剤師として勤務しており、一日あたりの就業時間は5時間から6時間程度で、一週あたりの就業日数は5日だったと申し立てている。

しかしながら、D社は、「申立期間②当時の資料を処分しており、申立人の勤務については不明である。」と供述している。

また、申立人は、同僚を記憶していないことから、D社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者となっていることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務等について確認したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、D社は、「厚生年金保険については、法令どおりに、加入要件を満たしている者のみ加入させているため、正社員は加入させていたが、加入要件を満たしていないパート従業員については加入させていなかった。」と供述しており、仮に、申立人がC薬局に勤務していたとしても、申立人が供述するようにパートの薬剤師で、厚生年金保険の被保険者資格を有していなかったために、事業所が社会保険事務所（当時）に、申立人を被保険者として届け出なかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、E薬局に薬剤師として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間③当時に勤務していたとするE薬局は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

しかも、申立人は、当該期間に係るE薬局の従業員数は3名だったと供述しており、かつ、同薬局の商業登記簿謄本（商号は、F社）において、「会社成立の年月日」は昭和55年2月25日と記載されていることから、同薬局は、申立期間③当時、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、E薬局に係る商業登記簿謄本に記載されている代表取締役の所在が不明であり、申立人は、同薬局における同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同薬局における勤務等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 12 日から同年 6 月 5 日まで

A社に昭和 34 年 11 月 1 日から 39 年 1 月 8 日まで継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も同社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録における申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、昭和 34 年 11 月 1 日から 37 年 2 月 12 日まで及び同年 6 月 5 日から 39 年 1 月 8 日までであり、同社が加入していたB健康保険組合が保有する同社に係る健康保険被保険者台帳によると、申立人の健康保険被保険者期間は、37 年 6 月 5 日から 39 年 1 月 8 日までの記録のみとなっていることから、37 年 6 月 4 日以前において、一定期間、厚生年金保険及び健康保険の被保険者でなかったことが確認できる。

また、A社の申立期間当時の事業主は、「申立人のことは、従業員の人数が多かったこともあり、全く覚えていない。ただし、厚生年金保険等の社会保険の法的な手続はきちんと行っていた。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立期間当時の複数の従業員及び申立人(妻)が記憶している元同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立人は、昭和 34 年 11 月 1 日から 39 年 1 月 8 日までA社に継続して勤務していたと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で

は、申立人が昭和37年2月12日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額が3万円であったにもかかわらず、同年6月5日に被保険者資格を再取得した際の標準報酬月額は、2万円に減額されている上、当該被保険者資格を再取得した際には、新たな厚生年金保険の年金手帳記号番号が払い出されているなどの状況からみて、申立人が申立期間も継続して勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月16日から21年2月1日まで
② 昭和25年8月1日から26年4月25日まで

A社B工場(後に、C社。現在は、D社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B工場に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社B工場の事業を継承したB社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており(以下「全喪」という。)、同社の全喪時の事業主は、申立期間の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

また、A社B工場の事業を継承したC社は、申立期間の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

さらに、申立期間①にA社B工場において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した3人に、申立人の入社日、申立期間①に係る勤務実態、同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった3人全員が、不明であるとしている。

加えて、申立期間②にA社B工場において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した5人に、申立人の退社日、申立期間②に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった4人全員が、不

明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い記録とされている。申立期間は 20 万円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 17 年 7 月の随時改定により、20 万円から 11 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

一方、A社から提出のあった平成 17 年分から 21 年分までの給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人の申立期間に係る報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、平成 17 年 7 月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び 18 年から 20 年までの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において確認できる申立期間の申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 6 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、事務職として勤務し、経理に従事しており、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の資料が無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できないとしている。

また、同僚6人のうち、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は5人いるが、死亡又は連絡先が不明であるため照会ができない。そこで、申立期間に同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した二人に、同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった一人は、不明であるとしていることから、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、上記同僚のうち、申立人が自身と同一職種の事務職であったとする同僚は二人であるが、このうち一人はA社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立期間当時、同社は、従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年3月8日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の報酬月額は退職するまで約32万円であり、報酬月額は下がっていない。一部期間の源泉徴収票等を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額について、従前の標準報酬月額である32万円くらいの給与であり、退職するまで報酬月額は下がっていないと申し立てている。

しかし、申立人から提出のあったB金庫C支店の総合口座通帳及び同金庫の業務を継承しているD金庫C支店から提出があった申立人に係る元帳によると、申立期間にA社から給与として17回の振込が確認できることから、その振り込まれた金額は、毎月相違している上、10万円台が11回も確認できることから、申立期間において、申立人が主張する32万円相当の給与額が毎月支払われていたことは確認できない。

また、上記のとおり毎月の振込額が相違しているため、上記通帳及び元帳から申立期間の保険料控除額を算出することができず、申立人が主張する32万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人から提出のあった「平成9年度特別区民税・都民税特別徴収税額の通知書」及び平成9年分の「給与所得の源泉徴収票」に記載されている8年分及び9年分の給与収入額及び社会保険料額は、申立人が主張する32万円の給与額とした場合の年間給与収入額及び32万円の標準報酬月額に基づく年間社会保険料等の金額より低額であることから、当該期間の標準報酬月額は、申立人が主張する32万円に見合う標準報酬月額であったとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月21日から31年1月25日まで
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社のC営業所に昭和30年8月21日に入社したので、同日から31年1月25日までの申立期間が被保険者期間となっていないのは納得できない。調査をして申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の始期である昭和30年8月21日からA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、申立人が勤務していたA社C営業所の所長であり、後のB社の代表取締役は、申立人がA社C営業所に勤務していたことは覚えているが、いつから勤務していたかは記憶に無いとしている。

また、A社から社名変更したB社は、平成18年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、申立期間の事業主は連絡先不明であり、しかも、申立人が記憶している同僚は、既に死亡しているため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの2名は、申立人が同社のC営業所に在籍していたことを記憶しているものの、いずれも申立人が申立期間も勤務していたという記憶は無いとしている。

このため、申立人のA社における申立期間に係る勤務及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、申立人は、B社を定年退職した際に、同社から手渡されたとする申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失届の写しを当委員会に提出しているところ、当該喪失届の写しにおける「被保険者となった年月日」欄には、手書きで「30(年)08(月)15

(日)」と記入されているものの、被保険者確認印、提出日及び管轄公共職業安定所の受付印等は確認できず、また、この被保険者となった年月日が何を根拠に記載されたかも不明であることから、当該喪失届の写しは、同社が、公共職業安定所に提出した申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失届の控えであると認めることはできず、当該喪失届の写しは、申立人が30年8月15日に同社に入社したことを確認できるものではない。

このほか、申立人の申立期間におけるA社での勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、オンライン記録では 20 万円とされているが、実際受給していた報酬月額は 120 万円くらいであったと主張している。

しかしながら、A社の代表取締役であった申立人は、当時の給与や社会保険関係の資料は保有していないと供述していることから、申立人の申立期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、社会保険に関する届出書の作成及び届出は、同社と同じビルに所在する会計事務所に依頼していたとしているが、当該会計事務所の連絡先は不明であることから、申立期間当時の当該届出書の作成及び届出の状況を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録によると、20 万円となっているが、この記録に関しては、昭和 62 年 5 月の随時改定及びその後 4 回の標準報酬月額の定時決定（10 月）の記録があるところ、この記録が訂正された形跡等は無く、また、A社が、これらの標準報酬月額の決定のための社会保険事務所（当時）に対する 5 回の届出において、申立人の報酬月額をいずれも申立人の主張する 120 万円と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が、これを 5 回連続で 20 万円と誤って決定したとは考えられないことから、同社が申立期間における申立人の報酬月額を 20 万円として届け出たものと認められる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月19日から26年3月30日まで
② 昭和27年3月15日から37年9月18日まで

申立期間を対象として支給されたとする脱退手当金について、請求した記憶も、受給した記憶も無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、脱退手当金の事務処理に不自然さは無いなどの理由により、記録の訂正が必要とまでは言えないという通知が届いた。

しかし、前回主張したとおり、申立期間②に勤務したA社の退職前は、妊娠・出産による体調不良で休職し、退職手続きもしないまま退職したこともあり、脱退手当金を請求できる状況になく、脱退手当金はもらっていない。したがって、前回の第三者委員会の審議結果には納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金は事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できずとし、再度申し立てているが、申立人からは、新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

なお、申立人は、前回の申立てと同様に、申立期間②に勤務したA社では、退職する前には、妊娠による体調不良で入院したり、退院後も体調が優れず未熟児出産をするなどして、休職しており、退職手続きもしていない状況で今日まできているため、社会保険事務所(当時)へ行って脱退手当金の受給手続きをすることなどできるはずがなく、脱退手当金はもらっていないと申し立てているが、当時の社会保険事務所における脱退手当金の事務処理手続では、脱退手当金の請求は、郵送及び事業主等の代理人による手続も

可能であった上、脱退手当金の受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、また、代理人へ委任して受領することも可能であったことから、申立人が、当時体調不良で社会保険事務所へ行けなかったこと等をもって、脱退手当金の請求及び受給ができなかったとは言えない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年3月2日まで

A事務所における厚生年金保険の記録は、駐留軍のB基地で勤務した期間の記録であるが、同基地で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同基地で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認でき所在が判明した従業員32人に照会したところ、回答があった18人のうち二人が、「申立人は申立期間に勤務していた。」旨回答していることから、申立人が申立期間において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B基地内のCクラブに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間のうち、昭和27年6月1日から28年3月2日までの期間について、申立人に係る健康保険の被保険者記録が確認できるが、同クラブは、健康保険が昭和26年10月1日に、厚生年金保険が28年11月1日に適用事業所となっていることが確認できることから、同クラブは、申立人の勤務が確認できる期間（昭和27年6月1日から28年3月1日まで）においては健康保険のみの適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和26年7月1日から27年6月1日までの期間について、上記従業員二人の回答により、申立人は、当該期間において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、駐留軍の社会保険の記録管理業務を引き継いだD省E局からの回答により、申立人の最初の退職日が昭和26年6月30日と記録されていることが確認でき、同局は、「申立人の採用年月日及び退職年月日以外の事項については、記録を確認できなかったことから、回答は不能である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る保

険料控除について確認できない。

また、申立人が勤務したとする駐留軍の従業員に係る社会保険の取扱いについては、昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長通知（以下「局長通知」という。）により、「連合国軍要員は、従来全て日本政府の直接使用人として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったが、昭和26年7月1日以降においては、雇用関係の切替えによって、PX（物の販売事業）に使用される者、クラブやホテル、劇場、宿舎などの非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者は、政府の直接使用人としての身分を喪失することとなった。しかし、PX等に使用される者は強制被保険者となるが、家事使用人、クラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は強制被保険者とならない。」とされている。

さらに、A事務所に係る上記被保険者名簿及びB基地内のCクラブに係る上記被保険者名簿により、申立人同様、同事務所における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和26年7月1日と記録されており、その後、同クラブで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員6人全員が、再度同クラブで被保険者資格を取得するまでの間、厚生年金保険に未加入となっていることが確認できる。

加えて、上記6人のうちの一人は、「私は昭和26年7月1日に政府の使用人の身分を失い、被保険者資格を喪失した。」旨回答していることから、申立人は、局長通知に基づき、昭和26年7月1日に被保険者資格を喪失したと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 11 日から同年 7 月 30 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務しており、同社は業界ナンバーワン企業であり年金の不納付は考えられないので、確認の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の人事記録及び同社の人事担当者の供述により、申立人が昭和 19 年 1 月 11 日に同社に入社したことは確認できるものの、退職日は確認できず、勤務期間を特定できない。

また、申立人は、「入社以来本社で事務の仕事をしていて、現場の仕事はしなかった。」旨供述しているところ、当時の労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）によると、被保険者の適用範囲は、常時 10 人以上の従業員を使用する工業、鉱業及び運輸業の事業所に使用される男子肉体労働者であり、それ以外の者は被保険者となることができなかったことから、申立人は、申立期間において労働者年金保険の対象者でなかったことが推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員に照会したところ、10 人から回答があったが、申立人の勤務を記憶している者はおらず、申立期間における申立人の勤務を確認できない。

加えて、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）において、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は保険料徴収の施行準備期間であり、当該期間は、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

また、申立人は、「当初はB丸の船員になる予定であったが、体が悪くまた水泳も苦手だったので、結局は一度も乗船しなかった。申立期間当時に船員手帳をもらったよう

に記憶しているが、現存しない。」旨供述しているところ、申立期間におけるB丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

さらに、A社は、「申立人の人事記録以外の資料を保管していないので、申立人の申立期間当時の保険加入状況及び保険料控除について不明である。」旨回答している上、申立人は、申立期間当時の給与明細書などの資料は保有していないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。